

(第一類 第二号)

第一百六十九回国会

法

務

委

員

議

錄

九

号

(一九一)

平成二十年四月十八日(金曜日)
午前九時三十二分開議

出席委員
委員長 下村 博文君
理事 倉田 雅年君 理事
理事 柴山 昌彦君 理事
理事 水野 賢一君 理事
理事 細川 律夫君 理事
安次富 修君

稻田 朋美君
後藤田 正純君
七条 明君
棚橋 泰文君
古川 権久君
武藤 容治君
矢野 隆司君
柳本 阜治君
枝野 幸男君
津村 啓介君
古本伸一郎君
保坂 展人君

近江屋 信広君
清水鴻一郎君
杉浦 正健君
長勢 基遠君
馬渡 龍治君
森山 興治君
石関 真弓君
大島 敦君
中井 武法君
神崎 治君
滝 寶岡

政府参考人
(国土交通省自動車交通局 次長)
政府参考人
(国土交通省自動車交通局 技術安全部長)
法務委員会専門員

政府参考人
(国土交通省自動車交通局 神谷 俊広君)
政府参考人
(国土交通省自動車交通局 松本 和良君)

政府参考人
(国土交通省自動車交通局 真弓君)
政府参考人
(国土交通省自動車交通局 実君)

政府参考人
(国土交通省自動車交通局 武田 良太君)
政府参考人
(国土交通省自動車交通局 河村たかし君)

委員の異動
同日
辞任
武田 良太君
河村たかし君

補欠選任
同日
安次富 修君
大島 敦君

補欠選任
同日
安次富 修君
大島 敦君

補欠選任
同日
安次富 修君
河村たかし君

補欠選任
同日
安次富 修君
河村たかし君

補欠選任
同日
安次富 修君
河村たかし君

重国籍容認に関する請願(土肥隆一君紹介)(第一八七九号)

入国審査において生体情報を強制的に採取するシステムの廃止に関する請願(土肥隆一君紹介)(第一八八〇号)

政府参考人
(財務省刑事局長)
政府参考人
(財務省大臣官房審議官)

古谷 一之君
大野恒太郎君
三村 亨君
原 勝則君
細溝 清史君
河井 榎久君
古川 克行君
鳩山 邦夫君
勝則君
敬君
倉吉 敬君
三村 亨君
原 勝則君
細溝 清史君
河井 榎久君
古川 克行君
鳩山 邦夫君
原 勝則君
敬君
政府参考人
(内閣官房内閣審議官)
政府参考人
(金融厅総務企画局審議官)

ルールの整備等々が盛り込まれておるかと思つております。

第一条に「趣旨」ということで、「保険に係る契約の成立、効力、履行及び終了については、他の法令に定めるもののはか、この法律の定めるところによる。」こうしたことになつておりますが、この保険というものが、実は先日諸先生の質疑を拝聴いたしておりまして、ロンドンの大火灾に始まつたとか大航海時代に始まつたというのは大変勉強になりましたし、その当時の保険の黎明期に生まれた消費者の方々のニーズと今のニーズも、これは何ら全く変わりのない需要がそこにあるかと思いますので、この「保険に係る契約の成立、」この成立ということに関しまして、被保険者並びに保険契約者のそれぞれの理解の状況と申しましようか、どういう状況になつて理解をしてその契約が成立するのか、最初の断面について、今回の中でも特に定めがあるならば確認をいたしましたし、その他の法令で定めるところがあるということであるならば、その点も示していただきたいと思います。

○倉吉政府参考人 契約の成立時のお尋ねでございます。

一般に、契約の成立とは、申し込みとこれに対する承諾によつて当事者間で合意が形成され、当事者間に債権債務が生じる、こうしたことになります。

ただいま御指摘のありました第一条に書いてありますのは、「保険に係る契約の成立、」こうなつておりますので、この保険というのは、法案の第二条の一號に定義づけられております、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付を行い、相手方がこれに対して保険料や共済掛金を支払うという合意、これが当事者間で形成されることを意味いたします。

今委員の方で御指摘のありました、そのときに両当事者がどういう心理状態でいるのか、どうい

うことまで内容でわかっているのか、そのことにあります。

第一条に「趣旨」ということで、「保険に係る契約の成立、効力、履行及び終了については、他の法令に定めるもののはか、この法律の定めるところによる。」こうしたことになつておりますが、この保険といふものが、実は先日諸先生の質疑を拝聴いたしておりまして、ロンドンの大火灾に始まつたとか大航海時代に始まつたというのは大変勉強になりましたし、その当時の保険の黎明期に生まれた消費者の方々のニーズと今のニーズも、これは何ら全く変わりのない需要がそこにあるかと思いますので、この「保険に係る契約の成立、」この成立ということに関しまして、被保険者並びに保険契約者のそれぞれの理解の状況と申しましようか、どういう状況になつて理解をしてその契約が成立するのか、最初の断面について、今回の中でも特に定めがあるならば確認をいたしましたし、その他の法令で定めるところがあるということであるならば、その点も示していただきたいと思います。

恐らく、委員の御指摘は、契約をするときに、保険会社とそれからその相手方ということであれば、保険会社の方がずっと情報が多くて、しかも詳しい約款をやるんだから、その中身について十分に説明すべきではないか、こういった問題意識であろうかと思ひます。

具体的な本法案の中で、委員の御指摘のような説明義務と申しますか、そういったことを明定している規定、これはございません。

○古本委員 きょうは金融庁にもお越しをいたしておりますが、私も、いわゆる火災保険から自動車の損害保険等々、いろいろお世話になつておるわけでありますけれども、なかなか約款といふものは読む機会はないんです。読んだ上で同意す直言つて小さいです、書いてあることも一般的にはなかなか理解がしつらい。

そういう意味では、約款が、もちろん認可事項になつておるかと承知いたしておりますが、もつとわかりやすく、見やすく、あるいは平易な表現になつておるかと承知いたしてあります。まだ方にはなかなか理解がしつらい。

そういう意味では、約款といふことは、なかなか理解がしつらい。

○古本委員 実は、この約款の中身で大変消費者の皆様が実際に混乱なさる場面というのは、例えれば、死亡保険、生命保険を請求するタイミング、あるいは火災保険、不幸にして火災に遭われた方には、なかなか理解がしつらい。

そういう意味では、約款が、もちろん認可事項になつておるかと承知いたしてあります。まだ方にはなかなか理解がしつらい。

そういう意味では、約款が、もちろん認可事項になつておるかと承知いたしてあります。まだ方にはなかなか理解がしつらい。

○三村政府参考人 保険商品につきましては、保険契約者がその内容につきまして十分理解し、納得した上で加入することが重要だと考えております。このために、保険募集人が保険契約者に対し保険商品に関する十分かつわかりやすい説明を行つ必要がある、そのように考えております。

金融庁といつしましては、これらのこととを確保するために、監督指針の改正などを通じ、保険契約時の保険契約者に対する説明の一層の徹底を図るよう、次のような一連の措置を講じてまいつております。

一つは、顧客が保険商品の内容を理解するための必要な契約概要と、顧客に対し注意喚起すべき

注意喚起情報に整理をした上、顧客にわかりやすく注意喚起情報を整理をした上、顧客にわかりやす

く説明をすること、二つ目は、購入しようとすると保険商品が顧客のニーズに合致するものか否かを確認する意向確認書面を作成、交付すること、三つ目は、顧客に誤解をさせるおそれのない比較情報の提供を促進するため、保険会社等が比較情報

報の提供を促進するため、保険会社等が比較情報

を提供する際の留意点を明確化しております。

金融庁といたしましては、こうした保険募集時に必要な指導に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○倉吉政府参考人 保険給付の履行期については、保険契約の性質上、保険者は、保険給付をするべき事由について必要な調査を行つた上でなければ保険給付を行つことができないことから、保険者が行うべき調査に必要な合理的な期間については遅滞に陥らないとするのが合理的と考えられます。

○古本委員 実は、この約款の中身で大変消費者の皆様が実際に混乱なさる場面というのは、例えれば、死亡保険、生命保険を請求するタイミング、あるいは火災保険、不幸にして火災に遭われた方には、なかなか理解がしつらい。

そういう意味では、約款といふことは、なかなか理解がしつらい。

○古本委員 実は、この約款の中身で大変消費者の皆様が実際に混乱なさる場面というのは、例えれば、死亡保険、生命保険を請求するタイミング、あるいは火災保険、不幸にして火災に遭われた方には、なかなか理解がしつらい。

することができ、損害保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日後日の日であるときは、当該期間を経過する日をもつて保険給付を行う期限とする。」こういうふうになつてい

るんです。

ちょっと順番に確認したいと思うんですが、こ

の「保険給付を行つ期限を定めた場合」というのは、どういう場合なんでしょうか。

ちよつと順番に確認したいと思うんですが、こ

の「保険給付を行つ期限を定めた場合」というのは、どういう場合なんでしょうか。

したがいまして、ここで言う「保険給付を行うための確認をすることが損害保険契約上必要とする事項」には、例えば保険事故、損害額、それから免責事由も入ります。それから告知義務違反の有無などのように、保険給付を行うために確認する必要がある事項として法律または個々の約款で定められたものを指す、こういうことになります。

○古本委員 この相当の期間というのが結果として不払いの口実になるんじゃないか、こういう御懸念を法曹の関係を中心に、とりわけ消費者の立場に立つておられる方々からいただいておりま

具体的に、この相当の期間というのは大体何日ぐらいを想定されておられますか。

○倉吉政府参考人 この相当な期間が何日になるのか、具体的な数字で申し上げることは極めて困難であります。

と申しますのは、保険契約は、さまざまな類型の中でも、そのさまざまな類型の中でもまた細かいものがいろいろ新しい商品として開発されるということも考えられるところであります。

そういういたしますと、ここで、一定のこの類型の契約については、通常はこれぐらいの調査をすれば先ほど申し上げた事項についてはわかるだろうという期間を一般的に申し上げるというのは非常に難しいと言わざるを得ません。それで、ここでは相当の期間と書いておりますので、これは相当の期間として判断するということになるんですが、この条文に書かれておりますように、約款の中で一定の期間が約束されている、でも、それが長過ぎるというときは、その前で、相当な期間のところで切れるんだよというのがこの条文でござります。

ですから、御懸念になるような、相当な期間となっているからずっと先まで延びてしまうのではないか、そのようなことはないと断言できると思います。

きょうは、一般的にいわゆる生命保険、損害保険あるいは第三分野によって異なるでしょう、さらにはその中で、その保険の種類によつて変わつてくる、こういうふうにおつしやつておられるというふうに受けとめました。

○古本委員 今、法務省は、保険契約というのは

さまざまなものもある、当然、生命保険、損害保

険あるいは第三分野によって異なるでしょう、

さらにはその中で、その保険の種類によつて変

わつてくる、こういうふうにおつしやつておられ

るというふうに受けとめました。

きょうは、一般的にいわゆる生命保険、損害

保険の共済の分野も含めて所管されておられます農

水それから厚労、それからいわゆる業法を持って

おられる、生保、損保を所管されておられます金

融庁、それぞれお越しであります。今、現状、そ

れぞれの業界の皆様が約款上記しておられるその

日数というのは、それぞれ生命保険あるいは損害

保険に分けておついても結構でありますので、

大体どんな相場観の相当な期間になつてあるかと

いうことについて、それぞれお願いをしたいと思

います。

○今井政府参考人 J.A.共済の約款についてのお

尋ねでござります。

きょう先生が議場でお配りしている資料の中に

も例示として二つ載せてもらつておりますけれど

も、J.A.共済におきましては、終身共済、火災共

済、傷害共済、そういうものをやつておりますけ

れども、その共済約款におきましては、先生配付

の資料にもありますとおり、どこにおきまして

も、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した

日から一ヶ月以内、ただし、事実の確認及び調査

のため特に日時を要する場合を除きますというよ

うな規定になつてござります。

○木内政府参考人 お答え申し上げます。

共済事業の関係でござります。

全労済と約百四十組合をやつておるわけでござ

いますが、一般的には、請求を受けた場合には、

請求書類がこの会に到着した日から三十日以内に

指定した場所で支払うものとする。ただし、事実

の確認のために日時を要する場合で、かつ、こ

の旨をこの会が共済金受取人に通知したときは、

この限りではないといふような取り扱いをしてお

るところでござります。という意味で、農協さん

と同じでございます。

○三村政府参考人 各保険会社におきましては、保険金の受取人等から保険金の請求があつた場合

の支払い時期を約款において定めておりまして、

先生の資料の方にも掲げられておりますけれど

も、例えば、生命保険会社が提供する死亡保険につきましては、事実確認のために特に時日を要す

る場合のほか、その請求に必要な書類が会社、本

社に到達日の翌日起算して五営業日以内に支

払うこととしているものや、本店に到達してから

五日以内に支払うこととされているものが一般的

でございます。

損害保険会社につきましては、例えば自動車保険につきまして、特別な事情により必要な調査を終えることができない場合のほか、必要な書類を提出した日からその日を含めて三十日以内に支払うこととされているものが一般的であると承知をしております。

○古本委員 それぞれお答えをいたいたとおり

ではないかと想定をいたしておりますが、その

とおりお答えをいただきました。

○木内政府参考人 お答え申し上げます。

きょう先生が議場でお配りしている資料の中に

も例示として二つ載せてもらつておりますけれど

も、J.A.共済におきましては、終身共済、火災共

済、傷害共済、そういうものをやつておりますけ

れども、その共済約款におきましては、先生配付

の資料にもありますとおり、どこにおきまして

も、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した

日から一ヶ月以内、ただし、事実の確認及び調査

のため特に日時を要する場合を除きますといふよ

うな規定になつてござります。

○古本委員 それぞれお答えをいたいたとおり

ではないかと想定をいたしておりますが、その

とおりお答えをいただきました。

○木内政府参考人 お答え申し上げます。

きょう先生が議場でお配りしている資料の中に

も例示として二つ載せてもらつておりますけれど

も、J.A.共済におきましては、終身共済、火災共

済、傷害共済、そういうものをやつておりますけ

れども、その共済約款におきましては、先生配付

の資料にもありますとおり、どこにおきまして

も、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した

日から一ヶ月以内、ただし、事実の確認及び調査

のため特に日時を要する場合を除きますといふよ

うな規定になつてござります。

○古本委員 それぞれお答えをいたいたとおり

ではないかと想定をいたしておりますが、その

とおりお答えをいただきました。

○木内政府参考人 お答え申し上げます。

きょう先生が議場でお配りしている資料の中に

も例示として二つ載せてもらつておりますけれど

も、J.A.共済におきましては、終身共済、火災共

済、傷害共済、そういうものをやつておりますけ

れども、その共済約款におきましては、先生配付

の資料にもありますとおり、どこにおきまして

も、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した

日から一ヶ月以内、ただし、事実の確認及び調査

のため特に日時を要する場合を除きますといふよ

うな規定になつてござります。

○古本委員 それぞれお答えをいたいたとおり

ではないかと想定をいたしておりますが、その

とおりお答えをいただきました。

○木内政府参考人 お答え申し上げます。

きょう先生が議場でお配りしている資料の中に

も例示として二つ載せてもらつておりますけれど

も、J.A.共済におきましては、終身共済、火災共

済、傷害共済、そういうものをやつておりますけ

れども、その共済約款におきましては、先生配付

の資料にもありますとおり、どこにおきまして

も、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した

日から一ヶ月以内、ただし、事実の確認及び調査

のため特に日時を要する場合を除きますといふよ

うな規定になつてござります。

○古本委員 それぞれお答えをいたいたとおり

ではないかと想定をいたしておりますが、その

とおりお答えをいただきました。

○木内政府参考人 お答え申し上げます。

きょう先生が議場でお配りしている資料の中に

も例示として二つ載せてもらつておりますけれど

も、J.A.共済におきましては、終身共済、火災共

済、傷害共済、そういうものをやつておりますけ

れども、その共済約款におきましては、先生配付

の資料にもありますとおり、どこにおきまして

も、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した

日から一ヶ月以内、ただし、事実の確認及び調査

のため特に日時を要する場合を除きますといふよ

うな規定になつてござります。

○古本委員 それぞれお答えをいたいたとおり

ではないかと想定をいたしておりますが、その

とおりお答えをいただきました。

○木内政府参考人 お答え申し上げます。

きょう先生が議場でお配りしている資料の中に

も例示として二つ載せてもらつておりますけれど

も、J.A.共済におきましては、終身共済、火災共

済、傷害共済、そういうものをやつておりますけ

れども、その共済約款におきましては、先生配付

の資料にもありますとおり、どこにおきまして

も、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した

日から一ヶ月以内、ただし、事実の確認及び調査

のため特に日時を要する場合を除きますといふよ

うな規定になつてござります。

○古本委員 それぞれお答えをいたいたとおり

ではないかと想定をいたしておりますが、その

とおりお答えをいただきました。

○木内政府参考人 お答え申し上げます。

きょう先生が議場でお配りしている資料の中に

も例示として二つ載せてもらつておりますけれど

も、J.A.共済におきましては、終身共済、火災共

済、傷害共済、そういうものをやつておりますけ

れども、その共済約款におきましては、先生配付

の資料にもありますとおり、どこにおきまして

も、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した

日から一ヶ月以内、ただし、事実の確認及び調査

のため特に日時を要する場合を除きますといふよ

うな規定になつてござります。

○古本委員 それぞれお答えをいたいたとおり

ではないかと想定をいたしておりますが、その

とおりお答えをいただきました。

○木内政府参考人 お答え申し上げます。

きょう先生が議場でお配りしている資料の中に

も例示として二つ載せてもらつておりますけれど

も、J.A.共済におきましては、終身共済、火災共

済、傷害共済、そういうものをやつておりますけ

れども、その共済約款におきましては、先生配付

の資料にもありますとおり、どこにおきまして

も、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した

日から一ヶ月以内、ただし、事実の確認及び調査

のため特に日時を要する場合を除きますといふよ

うな規定になつてござります。

○古本委員 それぞれお答えをいたいたとおり

ではないかと想定をいたしておりますが、その

とおりお答えをいただきました。

○木内政府参考人 お答え申し上げます。

きょう先生が議場でお配りしている資料の中に

も例示として二つ載せてもらつておりますけれど

も、J.A.共済におきましては、終身共済、火災共

済、傷害共済、そういうものをやつておりますけ

れども、その共済約款におきましては、先生配付

の資料にもありますとおり、どこにおきまして

も、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した

日から一ヶ月以内、ただし、事実の確認及び調査

のため特に日時を要する場合を除きますといふよ

うな規定になつてござります。

○古本委員 それぞれお答えをいたいたとおり

ではないかと想定をいたしておりますが、その

とおりお答えをいただきました。

○木内政府参考人 お答え申し上げます。

きょう先生が議場でお配りしている資料の中に

も例示として二つ載せてもらつておりますけれど

も、J.A.共済におきましては、終身共済、火災共

済、傷害共済、そういうものをやつておりますけ

れども、その共済約款におきましては、先生配付

の資料にもありますとおり、どこにおきまして

も、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した

日から一ヶ月以内、ただし、事実の確認及び調査

のため特に日時を要する場合を除きますといふよ

うな規定になつてござります。

○古本委員 それぞれお答えをいたいたとおり

ではないかと想定をいたしておりますが、その

とおりお答えをいただきました。

○木内政府参考人 お答え申し上げます。

きょう先生が議場でお配りしている資料の中に

も例示として二つ載せてもらつておりますけれど

も、J.A.共済におきましては、終身共済、火災共

済、傷害共済、そういうものをやつておりますけ

れども、その共済約款におきましては、先生配付

の資料にもありますとおり、どこにおきまして

も、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した

日から一ヶ月以内、ただし、事実の確認及び調査

のため特に日時を要する場合を除きますといふよ

うな規定になつてござります。

○古本委員 それぞれお答えをいたいたとおり

ではないかと想定をいたしておりますが、その

とおりお答えをいただきました。

○木内政府参考人 お答え申し上げます。

きょう先生が議場でお配りしている資料の中に

も例示として二つ載せてもらつておりますけれど

も、J.A.共済におきましては、終身共済、火災共

済、傷害共済、そういうものをやつておりますけ

れども、その共済約款におきましては、先生配付

の資料にもありますとおり、どこにおきまして

金融庁、大体、保険会社でいきますと、生命保険の商品でいきますと、損害保険の領域と似て非なるものは何か。これはずばり、保険金額が決まっているということではないんでしょうか。他方、損害保険というのは、その損害の程度によって、まさに示談をし、あるいは査定をする中で損害保険金額というものを見積もりるわけあります。生命保険の方は、払うか払わないかというところを決めた後の支払いというのは早いと思うんです。他方、損害保険というのはなかなか時間を要する。

そういう背景から、五日と三十日という差になつてはいるんじゃないかというふうに理解をいたしておりますが、実態です、今、生命保険会社といふのは大体何日くらいで支払いをしているというふう、何かそういうものはござりますか。

○三村政府参考人 委員、まことに申しわけありませんが、各保険会社において、受取人等から保険金等の請求があつた場合に、どれぐらいの日数をかけて支払いまでに到達しているかといったようなことにつきましては、手元に統計がございませんので、御理解いただきたいと思います。

○古本委員 私が近所のそういう生保の営業の人間に聞くレベルの話で申し上げれば、大体五日です。逆に、五日を上回るようなことがあつたら、特に外資系に負けちゃうそうですね。もう支払いのスピードが勝負。ですから、現実的には、オーバーに言えば、九十何%は五日、ある会社の例でありますけれども。したがつて、実はこの五日というふうのは本当にいい相場になつていてるんだと思います。

他方、不幸にしてお亡くなりになつた被保険者、そのあるじを失つた家庭が生活の糧として早く保険金を受け取りたい、これはもう想像にかない場面かと思います。そういうことからいえば、お通夜をなさり、本当にもう御家族皆様が沈痛な空気を包まれている中で、とはいえます、あさつての生活を支えなきやいけないわけでありまして、当然、保険会社に連絡をとり、そして請

届いてから五日以内、それを受け、過去に病歴があるた
かなかないか、保険契約をなさった時点で実は
既に医者から何らかの告知を受けていたにもかか
わらず、それを申告しなかつたなんてことが
あると、これは告知義務違反です。したがって、
支払われない可能性が高く、これは係争に恐らく
なるでしょうね。そういうケースを除けば、ほ
五日以内、大体相場で支払い完了、こういうこと
になつてゐるのが実態だそうであります。

では、そうすると、この五日という期限がこの
法律の中で明示されないことによる実害が一體ど
の程度あるのか。あるいは、この相当なる期間と
いうものを規定したがために、どういう不利益が
消費者にあるだろかという議論をもう少し深め
たいと思うんです。

恐らく、実態としては、いわゆる業界で使われ
ている言葉ですが、モラルリスクというんでよ
うか、いわゆる保険金殺人、過去ありました、今
もあってはならないことであります、根絶はさ
れていないと思つていますけれども、いわゆる借
金の返済に、要するに自殺をして金を返せ、こう
いうやからがいるわけですよね。

だから、そういうものを排除するためにこれま
でいろいろな手を打つてきておられると思うんで
すが、死亡事案の中で、恐らく本当に限られた
ケースがこの五日というものを超えて支払いが延
びざるを得ない。当然、保険会社もモラルリスク
については排除しなきゃいけませんので、それに
時間をかけていくだろ、こういうケースになる
と思うんですが、大体何割ぐらいそういうケース
があるというふうに法務省として、まずこの法律
をつくった前提として、実態をわかつた上で法律
をつくつておられるんですかという意味で、細か
な話かもしれませんのが、あえてお尋ねをしてみた
いと思います。

ただ、法制審にそれぞれ保険業界の方々も部会に来ていた大体のところを聞いていたところ、やはりこの立法作業の途中であの問題が惹起されましたが、もとより未払い問題の対策法案としてつくりてあるわけでは、専らの趣旨は異なりますけれども、並行してああいう事案もあつたわけではありません。

○古本委員 大臣、今のやりとりを聞いていたところ、ちょっと出番がないとあれだと思いますので。いや、これは大事なポイントなんですね。

つまり、はつきり言えば、結果、履行期間を法定め切っていいんです。だけれども、実態的には、きつと五日と三十日というのはそれぞれの保険を運営なさつておられる保険会社は約款として定めているんです。この約款の定めの期間の相場観として、例えは今例示いたしました生命保険に関して言えば、五日というのがほぼ実態の相場なんです。これを著しく上回って遅延、遅滞させると、市井でそういうわざが広がって、その保険なんて人気が出ないです、よ、熾烈な競争をなさつておられますから。

ですから、そういう実態を考えますと、いわゆる相当の期間を経過する日数を経て、経過する日数をもつて保険給付を行う期限とするという今回の法律になつていますけれども、大体そういうのは何割ぐらい、何%ぐらいあるんだろうかといふ、その実態を把握した上でやはり法律は立法すべきではなかろうかと思うんですけれども、残念ながら、今局長からは具体的な数字は把握していないということでありました。

もちろん、これは保険会社にとつては企業秘密の部分であるかもしれませんので、体系的、網羅的に数字を求めて、それは開示をなさるかどうかは別次元だと思います。

ただ、一連の保険金の不払い、未払い事案の、やはりこの立法作業の途中であの問題が惹起されましたので、もとより未払い問題の対策法案としてつくりてあるわけでは、専らの趣旨は異なりますけれども、並行してああいう事案もあつたわけではありません。

○鳩山国務大臣　先生と事務当局のやりとり、大変いい勉強になるわけですけれども、今回の保険法の改正というものが、そもそも商法から独立をさせるということで、基本的には業法関係とは関係なく、共済等も、あるいは第三分野等も取り込んで、保険というものについての基本的なルールをつくるという観点で提案されているわけあります。

しかし、他方、不払いとか未払いの問題がしばしば新聞紙上をにぎわすということを考えれば、その基本的なルールの定め方も、保険契約者に、消費者と言つてもいいのかもせんが、温かいものでなければならぬということで、この法案の改正の中にもそういう点は大分入っているんだろうと思うわけですが、先ほどから民事局長が御答弁申し上げておりますように、保険金の支払い時期、履行というものをどう定めるかということは、具体的な日数をここに書くことはもちろんしていいで、合理的な調査に要する期間ということになっているんだろうと思います。

大多数の場合に五日以内だという先生のお話もよくわかりますし、実態を我々が聞けるのであれば、それは聞く必要があろうかとは思いますが、具体的な日数をこの法律案に書き込むというのはなかなか難しい問題だと思いますので、こういう形になつてゐると思います。

ただ、残念なことは、事例は極めてまれであつても、モラルリスクの問題というのがあります。それこそ保険金殺人ということになりますと、これは法務大臣としては別の刑事事件の問題として大事件でありますて、これらのものがゼロでないこともまた確かにございますから、この保険契約のあり方に関して、モラルリスクというものをできるだけ減らすように内容をつくり上げていてこ

履行期間の滑った転んだという話が大体だというふうに、特に生命保険に関しては承知いたしておりますので、実態をもつときちっと把握した上で立法作業をすべきかと思うんですが、その点について御所見を求めます。

ちてしまうと本文だけが残ります。つまり、三十日以内に支払う、そこだけが残る。だから、三十日以内に支払っていない以上は、それから遅延損害金を払いなさいよ、こういう結論になったといふことであろうと思つております。

○古本委員 今のところは物すごく大事なので、もう少し丁寧にやりたいと思つんですが、配付資料の四ページでございます。恐らく今局長がおっしゃつたようなことは、①で線を引いてあるところの、最高裁の判断として示されている箇所かと思うのですが、ちなみに、当該火災保険の約款の中身がかぎ括弧で書いてあるんですね。

「当会社は、保険契約者または被保険者が第一七条の規定による手続をした日から」つまり請求ですね、「三十日以内に、保険金を支払います。」

これは、どこから斜めに切つて見ようとも、三十日以内に支払いますというふうに明記してありますね。ところが、「ただし、当会社が、この期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。」こういうことなんですね。

具体的に言えば、これは三日以内というふうに規定をしたということについては合理性があるし、保険会社もこれは履行すべきである。他方、ただし以下ですよ、「当会社が、この期間内に必要な調査を終えることができないとき」というのはどういうときかということだが、実はこれだけではわからないんです。

当局に入る中で、いわゆる契約当事者が放火にかかわっていたんじやなかろうかという疑念があつた事案でありまして、恐らく損害保険会社の立場からすれば、みずからによる放火は当然免責事項でありますので、これはもう当然正念場であつたと思うんです、払うか払わないかについてです。

ですから、そういう場面は想像にかたくないわけでありまして、今となれば、この火災保険をなされた損害保険会社におかれでは、この期間内が必要な調査を終えることができないときはというの

どういうときかということをもうちょっと丁寧に書いておけば、多分こんなことにはならなかつたんだと思うんですね。

もうちょっと丁寧に書いておくという意味において、例えば、みずからによる放火事案ですとか、あるいは生命保険でいえば例えは保険金殺人とか、モラルリスク事案が、多分、先ほど申し上げたようなウエートでいけば、大体全保険の半分ぐらいがそうですねなんということはあり得るわけありませんので、大体本当に限られたケースなんですね。

だからこそ、具体的に列举して、それこそリスク排除していくというのを今回の法律の中でどの

ように想定しているのかということを少し確認したいと思うんですが、残念ながら、この法案の条文を読む限りは、その範囲の中からは、「相当の期間を経過する」それは「保険給付を行うために確認をすることが損害保険契約上必要とされる事項の確認」という、この言葉から読み取るしかないと見えます。この行間に、そういつたモラルリスクケースの排除も含めた免責について、具体的にこれから読み取るんだといつ解釈をしていただくなだだ、それを受けたそれぞれの保険を設計していく各業界の方々に指導していく、そこら辺の少し具体的なイメージを、具体的なお話をもう少ししていただきたいと思うんですけども。

○倉吉政府参考人 ただいま委員が御指摘いた

いたこと、そこが一番大事なところだろうと私ども思つております。

それで、先ほど来、二十二条の趣旨ということは委員に繰り返し御指摘いただきましたので、もう繰り返しませんが、そのような趣旨に照らしますと、約款や規約で履行期を定めるに当たつては、保険給付のためにどのような事項を確認する必要があるのか、これを明らかにすることが求められるんだろうと思つております。

○古本委員 今、業界が考えておられるんだろう

と思いますという答弁があつたんですが、これ

は、法制審を初めこれまでの立法作業の過程において、当然業界の方々の意見も聽取なさつておら

ではありませんが、そこが出てくるというイメージになるのかなと思つております。

どのような事項を確認する必要があるかと申しました。その事項としては、保険事故であるとか、損害額であるとか、免責事由であるとか、告

知違反の有無、こうすることにならうかと思いま

す。

この相当な期間というのは、恐らく確認の対象となる事項ごとに異なつてくる、こういう難しい問題を調べるためににはたくさんかかるだらうとか、そういういろいろな問題が出てくるだらうと思います。

そこで、確認事項を特定した上で、それぞれの事項ごとに確認をするための期間を明示的に定め

るということが一つ考えられます。これこれの事項のためには何日、これこれの事項のためには何日、こういう決め方です。ただ、これも保険会社にしてみればなかなか難しいところがあるかもしれません。だから、そこはもうちょっとこの法案におけるような相当の期間というところのニュアンス書き加えていくということになるのかもしれません

ませんが、そこは必ずしも断言できません。

それからもう一つは、今、確認の対象となる事項と申し上げましたが、もう一つポイントになる

のは、具体的な調査の方法。例えば、この障害が保険の特約の中で言つてはいる高度障害に当たるかどうか、この点について医師に面接をして意見を聞く必要があるので、それに要する期間とか、そ

ういったふうな決め方をしていけば、具体的な日数というのはきっちりと言えないまでも、ある程度特定された約款になつていくのではないか。恐らく、この法案を前提として、各業界はどういうふうに約款を書いていけばいいかということを、さまざまな工夫をして考えておられるんだろうと思つております。

○古本委員 今、業界が考えておられるんだろう

と思いますという答弁があつたんですが、これ

は、法制審を初めこれまでの立法作業の過程において、当然業界の方々の意見も聽取なさつておら

れると思つます。

いわば、相当なる期間ということを規定するこ

とによつてかえつて不払いの口実をつくるんじや

ないかといふうなことの疑惑を払拭するという

意味からいえば、むしろ、保険の支払いを実行す

るに当たつて確認をする諸手続というのは具体的

にあつて、それには大体どれぐらいかかるん

だということの相場観も含めて、やはり業界との

コンセンサスというものがないと、法務御当局が

そうだと思っても、当事者である業界の保険会社

さん、あるいは共済の皆さんのが、そんなことまで

約款で一々規定できないよ、こういうことではい

けないと思うんです。実は、法務御当局が意図し

ておられる、むしろこの最高裁の判決から後退す

るんじゃないかと巷間指摘のことの全く百八

十度逆で、そういうあいまいな期間を排除する

ために今回この保険給付の履行期、第二十二条で

それをむしろ明確にしているんだという説明には

なかなか当たらないという心配も少し残つてしま

うと思うんですね。

そこで、それぞの役所にまた少し確認をした

いと思うんです。では、金融庁、農水、厚労の順番でいきたいと思います。

これは資料の九におつけいたしておりますが、

損保、生保、JA共済、全労済さん、それぞれ平

均しますと、言葉の言いぶりとしては、その当該

履行期間、支払い期間を超えて、ただしとい

ることで、ただし書きが入つていますね。その事実

の確認が必要な場合、確認及び調査のため特に日

時を要する場合等々、そういう場合は、この三

十日、五日には限らずという、いわば免責が入つ

ているわけなんですが、ここでの書きぶりを、今回

の改正を受けて、より具体的により丁寧に、

もつと言えばモラルリスク排除という観点も含

め、これはそれぞれの業界を、今後約款を認可す

るに当たり、そういう観点から新たにつくられる

だらう約款を見ていく、こういう立場でいらっしゃいますと、そういうこと以外に答弁はないと思つ

うんですが、一応、念のために、それぞれ確認

をしたいと思います。

○三村政府参考人 今後、各保険会社においては、新保険法の規定に対応するために、必要に応じて適切に約款の内容等を見直していくことが重要であるというふうに考えておりまして、金融庁といたしましても、各社の取り組みを促してまいりたいというふうに考えております。

○今井政府参考人 JA共済におきましても、今回の保険法に対応いたしまして、今回の規定に対応するために、適切に約款の内容を見直していくことが重要になると考えておりまして、そのように団体の方を指導してまいりたいと思いま

す。

○木内政府参考人 厚生労働省といたしましても、今回の保険法の改正の趣旨を踏まえまして、迅速な給付ができるよう、適切に指導してまいりたいと考えておるところでございます。

○古本委員 指導をしつかりやついただきたいと思うんですが、そのポイントになるのが、せつかくこの法律をたてつけても、少なくとも最高裁判三十日ということについての妥当性はあると。これは、もう一度確認ですけれども、この三十日というのは、相場として三十日という日程が妥当だというふうに判断したのか。契約書上、どこからどう斜めに読んだって明らかに、配付資料の四ページでございますが、「三十日以内に、保険金を支払います。」と書いているわけですから、この書きぶりが明確だというふうに判断したのか。

まず、その確認をお願いします。済みません、前後しましたが。

○倉吉政府参考人 済みません、委員がお配りしている判決文と同じもの、ちょっと違う紙を見ておりますが、そのところでも、こういうふうに書いているくだりがございます。

もつとも 保険金の支払に当たっては、これに先立つて、保険会社において損害の範囲の確定、損害額の評価、免責事由の有無等について調査を行う必要のあることは、当然予想される

ところである。したがって、このような保険制

度に内在する手続上の必要を考慮すれば、保険契約者等から保険金支払の請求がされた後も、調査のために必要な一定期間内は保険会社が保

ることにはそれなりの合理性があり、その旨を約款で定めたとしても、

その次でございます。

その期間が調査のために通常必要とされる合理的な範囲内であって、これにより被保険者が損害発生後遅滞なく損害の申補を受ける利益があることには害されない限り、その規定は有効なものといわなければならない。

こう、まず一般論として挙げております。

そして、本件では三十日の期間というのを書いて、これは有効な期間である、こう言つているわけですから、最高裁としては、本件の火災保険という事案において、この約款の三十日というのではなく、その期間が調査のために通常必要とされる合理的な範囲内であるということをこれは認めているものだ、こう読んでよろしいかと思つております。

○古本委員 配付資料の五の②を読み上げていた

だいたんだと思ひますけれども、ちょっと何か論点がずれていると思うんです。

私が言つているのは、三十日と五日というのがいわゆる相場観として、今各当局が説明なさつたとおり、大体三十日か五日なんですよ、約款は。

その三十日か五日という相場を 今後新たな法改正を受けて約款を指導していきたいというふうに

いるのか。

その後の、たゞ書きがついていますね。この約款でいけば四ページでありますが、「三十日以

この期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支

払います。」

今、局長がおっしゃつたのは、五ページの②と

いうのは、このたゞ書きをつけたこと自体は、必要な調査というのが要るんだろうから、それは

は、三十日という日数の相場観を最高裁としては是としたのか、あるいは三十日たつたら払いますと書いているということは、だれがどう読んだって、日本語が読める人ならそう書いてあるので、そのことが妥当ですと言つているのか。最高裁の判決は日程の相場観を言つているのかどうな

か、それを御当局としてどう解釈しているんですかという質問です。

○倉吉政府参考人 これは、判例の読み方としていろいろな読み方があるのかもしれません。法務当局として最高裁の判例をこう読むべきだとぴしっと言つてしまふ、断言するというのはばかしるべきであろうかと思ひますが、ただ、一般論として申し上げます。

合理的な期間の範囲内でなければならないということを言つているんですね。そして、本件の三十日は、それはそれでいいと言つているわけです。ですから、三十日が合理的な期間の範囲内であるということは最高裁は言つている。

ただ、先生の言われる相場観というのは、三十日ぴたりですかということだと思つています。

これはわからない。判例の読み方として、四十日か

もそれない、五十日かもしれない、その範囲内にとどまっている三十日だからいいと言つているの

か、三十日ぴたりで問題ありませんよ、こう言つているのか、そこはわからないとしか言いようがないということあります。

○古本委員 今、大事なところを言つていただき

平成九年三月二十五日の最高裁判決があります。このことですが、この判決は、支払い時期の延期に関する部分は、単なる事務処理基準にすぎ

ないとして、支払い時期の延期を認めませんでした。現在の裁判実務では、猶予期間の三十日あるいは五日の経過により遅延損害金を支払う扱いになっていますと。つまり、履行期間を定めていた。その履行期間を超えるということについては認めなかつたという御主張をなさつている方々がおられるんです。

これは、解釈が、この最高裁の判例をどつちから見るかの議論なのか、あるいは法務御当局が曲げて都合のいい解釈をなさつているのか、これは認めなかつたという御主張をなさつている方々がおられるんです。

は、これは最高裁はわかりませんよ、そこまではわからないと思うんです。だけれども、三十日たつたら払いますというふうに保険会社が被保険者に約束しているんです、約款上。そのことは、だれがどう読んだってそなでの合理性があると

いう判断をしたのか。

それとも、今、市井に出回つている保険商品の相場を、あえてきょう来てもらつてあるんですけどらぞれぞれ聞きましたよ、大体三十日か五日なんですよ、損保と生保で。その相場観からすれば、大体三十日だというその相場を判断したのか、はかつたのか。

それは、今回のこの相当なる期間という条項を入れることによって、今後、一連の不払い事案あ

るはいたずらに遅延させた事案が仮にあるならば、そういうものを排除していくくという法律の趣旨なんですねと先ほど力説されておられましたが、立法作業をする上で、この最高裁の判例の存在というのはもちろん認知されていましたと存

在で、この三十日の扱いについてどう解釈したかというのは一つのポイントになると思いますので、再度お尋ねしたいと思います。

○倉吉政府参考人 先ほども申し上げましたが、

三十日がこの件についての合理的な期間の範囲内にあるという判断を最高裁がしたことは、まず間違いたりません。

それで、そういう実務がいっぱい定着しているわけですから、先生のおっしゃる相場観というのも、実は私はわからぬではないです。本当にそういうものだらうなという感じはいたしますけれども、最高裁としては三十日が合理的期間の範囲内にあるとしか言つておりますので、そうとしか言えない。

問題は、ただし書きでござります。ただし書きの書き方が、基本は三十日だよ、けれども、具体的なこれの事項についてこうすることを調べなきやならない事情があるときは、それに必要な期間、あるいはこれこれを調べるためにお医者さんにちよつといろいろ事情を確かめなきやいけない、鑑定書を書いてもらわなきやいけない、そのためには要する期間、こういうふうに具体的に書けば、それが合理的な期間内の中へ加わつてくる。しかもそれは、原則ではいけない、ただし書きでいけるところですから、相応のモラルリスクとおぼしき事情がないとそはいかないでしよう。先ほどの最高裁の事案なんかは、まさに、契約をして一週間後には、暮れから年明けにかけて、一週間後には燃えてしまつた、警察が当初からこの人はおかしいんじやないかといつて内偵捜査を始めた、そういう事案ですから、そういう事案になれば、火災現場に入つていってどうだとかいろいろ調べなきやならぬということ、それがある程度わかるようにそれなりに約款に書いておけば、それが最高裁の射程の範囲内にある。

もつとも、最高裁は、このただし書きの文言については何も言つておりません。これはできの悪いものだからだめだよ、こう言つているだけですので、そこから射程距離を読むというのは難しいですけれども、そういう合理的な範囲内ということをむしろ今回の法案で相当な期間、必要な期間としたわけで、その解釈としてこういうふうにいくと、いうことがむしろ定着していくんではない

か、私どもはそのように考えております。
○古本委員 最高裁の判決の要旨を引き続き、判決の理由以下、ずっと今読んできましたので、六ページ、七ページも少し見ておきたいと思うんで

すね。

五ページからまたいであります②のところで、実は今法務省がおっしゃつたとおり、

ペー、七ページも少し見ておきたいと思うんで

決の理由以下、ずっと今読んできましたので、六

ページ、七ページも少し見ておきたいと思うんで

言えます。

というふうにはつきり言つています。

他方で、③を見ますと、さりとて、この

右ただし書きは極めて抽象的であつて、何

をもつて必要な調査というのかが条項上明らか

でないのみならず、保険会社において必要な調

査を終えるべき期間も明示されていない。

二つのことを言つておるんです。つまり、ま

ず、三十日と定めました、それを超えて必要な調

査ということについて、どんな調査かを書いてい

ないのが一つ目の問題点。二つ目の問題点は、そ

の必要な調査というのは大体何日ぐらいかかるも

のなかかといふ相場観も書いていない。これは③

番として指摘されています。

続いて④であります。

保険契約者等が調査を妨害したなど特段の事情

がある場合を除き、保険金支払時期の延伸につ

いて保険会社が全く責めを負わないという結果

を直ちに是認すべき合理的な理由を見いだすこと

はできない。

これはもう断定していますね。

最後です。

同条ただし書きは、これ自体では保険契約者等の

法律上の権利義務の内容を定めた特約と解する

ことはできず、保険会社において、所定の猶予

期間内に調査を終えることができなかつた場合

にあつても、速やかにこれを終えて保険金を支

払うべき旨の事務処理上の準則を明らかにした

ものと解するほかはない。

ということでありまして、事務作業というのは大

体要るんだろう、調査というのは要るんだろう。その間を払わなかつたからといってにわかに責めを負うには忍びない、まずはそういう趣旨のこと

を言つていますよ。

だけれども、この約款、個別個社の事例です

よ、この約款に関して言うならば、極めて抽象的であるので、何をもつて必要な調査かということ

が判断できなかつたということなんです。

したがつて、この最高裁の判例、判決から言え

ることというのは、実は、そのただし書き以降を

書くのであれば、それを明確に書くのであれば、

ただし書きは有効であるというふうに読み取れる

んです。つまり、ただし書きを入れて必要な調査

期間を定めるというのは、保険会社としては、モ

ラルリスクを排除等々のことから当然あるだろ

う、それは合理的な事務工数であるということは

認めているんですよ。

一方で、抽象的だつたよねと言つておるわけな

んですね。だから、ここがすごく大事であります

て、今回どれだけより具体的に書いていくか、そ

のことが少なくとも、現状より後退することが

あっては立法の趣旨に合わないと思つうんですね。

改めてお尋ねをしたいと思いますが、最高裁の

判例で、この法律をつくるに当たつて、これは當然参考にされているはずでありますので、三十日

という日数の多寡、長いか短いかということにつ

いては言及していい、三十日というのとを明示

しているという明示行為については合理性があ

る、だから三十日に従え、こういう判決であるか

どうか、これをもう一度確認します。

○倉吉政府参考人 今伺つていて、委員のおつしやつてることと私が先ほど来話していることは、ほとんど相違はないんではないかなと思つておられます。

三十日ということは合理的な範囲内だといふことを最高裁は判断いたしました。さて、ただし書きによつては、ほとんどの場合はなかつたことがあります。これはどういうふうに理解をすればいいでしょうか。

○倉吉政府参考人 あくまでも相当な期間の範囲内に、先ほどのただし書きの話がわかりやすいと思いますが、ただし書きのような約款をつくつた

としても、その期間が相当な期間の範囲内でなければならぬ。

それに読める書き方をしていて、あるいは具体的な事案においてそこで書かれたとおりにやつていて

事案においてそこまで書かれたとおりにやつていて、それも、それが相当な期間を超えて、もつと早く調査できた、こう言えるようななどには、それはその限度において無効になる。片面的強行規定というのをそういうことでございます。

○古本委員 先ほどの最高裁の例に少し照らして確認をしたいと思うんです。

仮に時計の針が当時に戻ることができたならば、この火災保険の事案があつて、それで放火の疑いがあるという中で、被保険者と保険会社、そして警察当局も入っている中で大変なことだったと思うんですけれども、そのときに、仮に保険法が改正された以降に同様の事案が起きたとします。そうしますと、定め方がいかんによっては、実はこの最高裁の判例が後退してしまうようなことにならないようにするために、この強行規定はどうのように作用するというふうに理解すればいいでしようか。このケースになぞらえて、ちょっとと言つてみてもらえますか。

○倉吉政府参考人 それでは、本件のただし書きの記載に即してといたします。我々の考え方を申し上げますと、このただし書きで、保険会社が必要な調査を終えるまでは遅滞の責任を負わない、こうしております。このただし書きは、この法案に即して言いますと、第二十一条第一項の、保険給付を行うために確認をすることが保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過した後であつても、保険会社が必要な調査を終えない限りはいつまでも遅滞の責任を負わないとする条項である、こう読みます。

したがいまして、このような約款の定めは、相当の期間が経過した後は遅滞の責任を負うとするこの法案の規定よりも被保険者あるいは保険金受取人にとって不利な特約ということができると思ひます。したがつて、その限度でただし書きは無

効になるというべきものと考えます。

○古本委員 随分議論してまいりましたが、今回の、特に第二十一条の解釈、運用については法曹界からそういう御懸念もいただいておるということにぜひ留意をいただいて、各関係する所管の省庁との連携を図つていただきたいというふうに思つております。

続きまして、例の一連の不払い事案が法制審の議論の中で惹起されたという背景はあるものの、法律の中に大変力強いものとして入つておるというふうに承知いたしておりますが、第四条の「告知義務」のところを少しお尋ねしたいと思うんです。

「保険契約者又は被保険者になる者は、損害保険契約の締結に際し、損害保険契約によりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。」

これは恐らく、これまでの商法の規定によれば被保険者に告知義務があつたものを百八十度転換して、保険会社側にその告知を促すといいますか、こんなことはありませんか、こういう病気をしていませんか、そういうことを保険会社が聞

く、このことはその責任を求めるということにおいては画期的だと思うんですが、そのことを忘つた場合はどうなるんでしようか。保険会社がそういうことを怠つた場合です。

○倉吉政府参考人 保険会社が重要な事項を、これを答えてくださいよということを告げなかつた、告げなかつたからこちらも告知しなかつたといたしましても、そのことを理由に保険会社が契約を解除するということはできない、こういう結論になります。

○古本委員 加えて、一連の不払い事案でありますから、告知をしないことを少し促すといいますか、とりあえずそこにサインして、あれしておかなければいいよというようなこと、いろいろ持病があるだけでもそういうのを言わなくていいのかな

とかいう思いも被保険者側にあつても、恐らくそ

ういうケースもあつたかと承知していますが、そ

の部分については、法律のたてつけとしてどのよ

うに排除できるようになつてあるんでしょうか。

○倉吉政府参考人 ただいまの点、生命保険の保険募集人というのが非常に問題になりました。あ

る病気を持っている、保険に入りませんかと募集人に勧説されて、いや、実はこういう病氣があるんだけれどもということを言つたら、ああ、ダメですよ、お客様、そんなことを話したらうちの

会社は保険をやつてくれませんから言わない方がいいですよ、非常に極端な例ですが、そういうケースが間々あるということが訴訟上主張されたわけです。そういうケースがあったのかといろいろ問題になつたわけです。

実は、これまでの商法の議論では、保険募集人のについては媒介をするだけ、保険会社の代理人ではありません。ですから、何か告げられても、告知をされても、それを受領する権限がないんだ

だからその保険募集人がどんなことを言つたとしても契約の成否には関係がないんだ、ないんだと割り切っているわけではなくて、そうせざるを得ないんだというのがこれまでの理解でした。

そこで、今回の保険法案では、保険募集人が告知の妨害をしたり、あるいは告知しない方がいい理由に、告知がなかつたじやないかということであればよいうふうに教唆をした、こういうような場合には、むしろ告知妨害があつたんだからそのため告知をしなかつたというときには、それを理由に、告知がなかつたじやないかということでお保險会社が契約の解除をすることはできない、こ

ういうふうにたてつけてあるわけです。当たるといたしましても、そのことを理由に保険会社が契約を解除するといふことはできない、このようにきちっとした、保険の料率を計算して保険料を出している、そういう形でやつておる共済のもの、例の大数の法則というものが当てはまる、そ

ういうふうに契約だけを縛つしていく法律なのか、そこら辺に正によって縛るものなのか、あるいはこれは純粹メカニズム、つまり組織の中まで今回保険法改めをしておりますが、そういう意思決定の権限がどこにありますか、これは純粹に契約だけを縛つていく法律なのか、そこら辺に割り切っているわけではなくて、そうせざるを得ないんだというのがこれまでの理解でした。

例えば、約款一つの議論も、恐らく、評議員会とく、このことはその責任を求めるということにおいては画期的だと思うんですが、そのことを忘つた場合はどうなるんでしようか。保険会社がそういうふうにたてつけてあるわけです。田先生がJA共済の例を言つておられたかと承知をしておりますが、これは今、大変各共済会社共通の心配事ではなかろうかと思っています。

○倉吉政府参考人 委員御指摘のとおり、保険法案は、共済契約のうち保険と同様の実質を有するもの、例の大数の法則というものが当てはまる、そ

ういうふうに契約だけを縛つていく法律なのか、そこら辺に正によって縛るものなのか、あるいはこれは純粹に契約だけを縛つていく法律なのか、そこら辺に割り切っているわけではなくて、そうせざるを得ないんだというのがこれまでの理解でした。

そこで、今回の保険法案では、保険募集人が告知の妨害をしたり、あるいは告知しない方がいい理由に、告知がなかつたじやないかということでお保險会社が契約の解除をすることはできない、このようにきちっとした、保険の料率を計算して保険料を出している、そういう形でやつておる共済のもの、例の大数の法則というものが当てはまる、そ

に思つております。

続きまして、先ほどの履行期間の話を整理して、関係省庁にはもうお引き取りをいただきたいと思うので、ちょっと最後、おさらいをしておきたいと思うんです。

○倉吉政府参考人 ただいまの点、生命保険の保

受取人と保険者の間の権利義務関係についてしか定めていないということを意味するものであります。

して、組織法や監督法には影響いたしません。ということは、具体的には、保険会社や共済団体における意思決定機関の構成、ガバナン

なかつたのか、そして具体的に何か立法措置があるのかないのか、お尋ねしたいと思います。

りまして契約は効力を有しないものとなる、この
ように考えております。

が、これは大変、そんなものにうちのお父さんが入っていたのか、あるいはお母さんは入っていたのか、こういうことになるわけであるので、実

ンスとよく呼んでおりますが、そういう点や、監督官庁による各団体の監督体制といった点には全く影響がないということを意味するものでござる。

り上げられます。もちろん法制審議会の部会でも、これが一つのテーマになつて議論もされたと承知しております。

ることで、要するに、従業員を被保険者とする団体生命保険についても、個々の従業員の意思によらずに会社が保険金を受け取るというような不健

は、同意のとり方をより丁寧にしないと、団体生命保険というのは、引き続きそういった御懸念がある人々の中にある中で、運用の課題としてあるん

○古本委員 ということは、金融庁にお尋ねした

今回の保険法第45条において特別の対策をとつたのかというと、団体生命保険用に何か規定

全な畢竟、これに附しての機能を失かすことなどありますので、保険法規においては、団体

したがふんか そういうことを申し上げていいなんです。

度共済の方々が業法適用会社とみなされるということになるのかならないのか、御所見を求めるたいと思います。

事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約一般について、当該被保険者の同意が効力要件であるということをこの法案の三十八条で明言しております。これが、この団体生命保険の問題につながります。

た命を隠していくのを何よりも重視して、生徒の命をわざわざ別に置くといふことはしてはいけないといふことでござります。

は、あくまでも被保険者だけでしょう。だから、一連のいわゆる訴訟になつてゐるような話については、この三十八条をもつてその懸念を払拭するに足るとまでは言えない、こういうことでいいで

法務省からも御答弁がありましたとおり、保険や共済にかかる契約に関する規律を定めるいわば民事法であると承知しております。したがいまして、例えば共済組合の組織法とか、あるいはそういった事業者に対する監督法とかいったものについての変更を実質的に行っているというものではございません。

も解決のかぎを与えることになる。少なくとも、契約ルールとしてはそれが精いっぱいのところで、それで契約ルールとしては充足している、こう考えております。

ここで、被保険者の同意が必要であるというときの同意とは何か。団体生命保険のことをちょっとと念頭に置きながら御説明いたしますと、もちろん

とか、あるいはそういう費用的な投資をしてきて、その方が不幸にして亡くなることがあつたならば、それまでのいろいろ投資してきたことについては、これは企業は宮利団体ですから、当然回収という概念が他方ではあるうかと思っていまして、その投資した額に対して回収していくから人材育成投資していくわけですね。ですから、その

○倉吉政府参考人 今委員が御指摘になつてはいる点は、私どもの受けとめ方としては、契約ルールの限界ということをおっしゃつておられるのかなと思ひます。そうであるとすれば、率直に認めます。

つまり、被保険者の同意が必要だなどということしか、契約ルールとしてはそれ以上のこととは書け

それの制度共済、J.A共済さん初め、制度を運営されておられますので、混乱を来すことのないようによろしくお願ひをいたしたいと思つていてま
すし、その点につきましては、先般も附帯決議と
いうお話を与党の先生からあつたやに記憶いたし
ておりますので、またぜひ論点の一つにしていた
だければありがたいなというふうに思つております。

して、同意をするに当たっては、保険契約者や保険金受取人がだれで、保険金の額がどの程度のものであるかといった契約の基本的な内容について被保険者が正しく認識していくなければならないと一般に解されています。このことは、いわゆる団体生命保険のうち、会社が保険契約者兼保険金受取人となり、その従業員を被保険者とする死亡保険契約についても全く同様でありまして、被保

むしろ、御遺族の方々が、そんなものに入つて
いたのかとか、これはすばり言えば、被保険者は
もうお亡くなりになつてゐるわけでありますから、
その方の御意思を尋ねようにも尋ねようがあ
りませんね。ですから、残された御遺族の方が合
点のいく同意のとりつけ方ということが、被保険
者本人が同意しておればそれで事足りるのか。
ん。

か。先ほどの繰り返しになりますけれども、会社の中で嫌々やらされたとか、契約の団体保険の意味がよくわからない、どれくらいの金額が出てどれくらいの金額は会社に行つちやうのか、そんなことも全然わからぬままくら判を押しているような状態だったということになれば、それは眞実の同意ではないということになる。これは、一般の契約の意思解釈と同様でございます。

では、役所のそれの方、金融庁と農水、厚労はお引き取りいただいて結構でありますので。あと、法務省に引き続いてもう二、三お尋ねしたいと思うんですが、いわゆる団体保険の問題が一つあるうかと思うんですね。

險者である個々の従業員がそれぞれの契約の基本的な内容を理解した上で真意に基づいた同意をしているということが必要になります。

この三十八条の解釈でありますけれども、「当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。」こうございますけれども、恐らく、被保険者が会社の中でそういうことを求められたときに、多分入社なさったときかどうかわかりませんが、

今回の法改正に伴つて、いわゆる被保険者と保険金の受取人が異なる、異なるといつても、御遺族が受け取るんじやなくて、これはばり企業側が受け取るということになつてゐる、このことについて、何か今回の法改正で御議論があつたのか?

た漠然とした同意であるとか、あるいは会社の中の支配関係に基づいて半ば強制的に求められる同意、こういったものは被保険者の同意として真意に基づいたものとは言えません。したがって、当該被保険者の関係では、この法案の三十八条によ

一連のサインする書類の中に仮にすこんと入つて
いた、それを後で調べたら実はそういうことだつ
たということは、これはちょっとと言ひ方を間違え
るとしかられるかもしませんが、お亡くなりにな
った被保険者というよりも、残された御遺族

法の中で、契約法の中でも規律するということはなかなか難しいんだということは率直に認めていただいたとは思ふんですけれども、さりとて、現実にそういう問題がござります。

契約作業、つまり約款を認可し、そしてそれを履行させ、契約を成立させる、きょう来ていただいたそれぞれの関係省庁との連携を、この三十八条、特に団体生命保険に関してまだ課題があろうかというふうに思つておりますので、その連携を密に図つていただきたいということを強く求めおきたいと思います。

大臣、自衛隊のイラクのいわゆる輸送隊の、航空自衛隊の活動について違憲判決が出ましたけれども、この最高裁の判決、今回は名古屋高裁だったかと思ひますが、やはりこういったものは大きいと思うんですね。きょうはそのことは聞きませんから。

要するに、きょう、最高裁の判例を随分引用させていただきましたけれども、保険というのは、

先日勉強させていただきましたけれども、本当に

いにしえから、やはり人間が商行為あるいは生き

ていく上で安心を担保するすぐれた仕組みだと思います。

せつかくそういうものを保険法という

ことで整理していくわけでありますので、最高裁

の示した判断を少なくとも後退するようなことは

ないんだ、むしろよくなるんだ。これはそこを間違

いなく担保している法律になつてているんだ、そ

こを力強く最後確認しておきたいと思います。

簡潔にお願いしたいと思います。

○鳩山国務大臣 残念ながら、モラルリスクとい

う問題が常につきまとうものでありますから、極

めて確率が低いことであつても、もしやというこ

とも想定しなきやならないし、現実化した問題もあるわけで、そこにひつかりを常に持つていな

ければいけないと、この治安の責任者としての

立場でもあらうかと思っておりますが、今、古本先生が資料まで提出されたこの最高裁の判

例、そのやりとりを聞いておつて、本当になかな

かの判断をしておられるんだなと。

私はどちらかというと、この三十日という話

は、最高裁が三十日というのはいい期間と認めた

かどうかは、民事局長と違つて、私は読み取れな

かつたんです。むしろ、先生おつしやつたよう

に、明示したことについて、最高裁は、大いに結

構、ただし、ただし書き以降はだめだということ

の判断をされたわけでありましょう。

いずれにいたしましても、保険契約者、もちろん被保険者、受取人、いろいろあるうと思ひます

が、保険会社ではなくて、保険契約を結んだり、

保険を掛けられたり、あるいは受け取つたりする

方々が少しでも今までよりも有利になるようにならなければ、この法律案を出す意味がない、私は

そう思つております。

○古本委員 ゼひそのように所管をしていただきたいと思つています。

損害保険の話もいたしましたので、少し自動車車

関係諸税について、がらりと話題をかえてお尋ね

したいと思つています。法務省は、どうぞ、もう

安心してください。

自動車重量税……(発言する者あり)

○下村委員長 倉吉民事局長。

○倉吉政府参考人 大臣の答弁も終わった後で本

当に申しわけございません。

自動車重量税……(発言する者あり)

○下村委員長 倉吉民事局長。

○倉吉政府参考人 大臣の答弁も終わった後で本

当に申しわけございません。

○古本委員 ぜひそのように所管をしていただき

たいと思つています。

損害保険の話もいたしましたので、少し自動車車

関係諸税について、がらりと話題をかえてお尋ね

したいと思つています。法務省は、どうぞ、もう

安心してください。

○古本委員 ぜひそのように所管をしていただき

たいと思つています。

○古本委員 本則税率は〇・五トン当たり二千五

百円、これが今暫定税率で六千三百円、実は二・

五倍なんですね。二・五倍取つていてますよ、

大臣。本則二千五百円、これを二・五倍で六千三

百円いただいてます。車は〇・五トンとい

うことはありませんので、大体一トンかそれ以上

ありますので、随分な金額を車検の車検証と引き

かえに納付してます。多くのドライバー、納税者の方は車検代と勘違いしているんで

すよ、一式で請求しますから。しかも二・五倍。

これほどこつそりしつかり取れる税金というのは

ないんですよ。

まず、この自動車重量税というのは、どなたが

いますので、何もよく考えないまま、そのまま判

を押してしまつたという趣旨に訂正させていただ

きたいと思います。よろしいでしょうか。

○古本委員 裁判員参上の看板も取つたんですよ

ね、大臣。裁判員参上の看板も取られたというこ

とでありますので、石関委員の留飲も下がつたと

思います。人権を所管される、議論をされる当局

ただいておりますが、その当時の大蔵大臣は福田

大臣でございます。

○古本委員 総理は、暫定税率がもとに戻ると環

境によくないということを盛んに言つてます

けれども、実は、この自動車重量税というのは、本

日現在期限をまだ迎えておりませんで、日切れが

恐らく四月の三十日というふうに承知をいたして

おります。

この自動車重量税というのは、当時、福田大蔵

大臣、総理の御尊父は、国会答弁の中で、道路を

損壊するわけでありますから、その損壊したもの

についてはそれなりに償つてもらおうという税

か。一般的税ですか、それとも使途を定めていますか

か、目的税ですか。

○古谷政府参考人 自動車重量税創設の際には、自動車の走行が、道路の混雑あるいは交通安全、道路事故等に関連して、多くの社会的費用をもたらしていることでござりますとか、社会資本の充実の要請が強いということで、広く自動車の使用者に負担を求めるために創設させていただいてございます。

○古谷政府参考人 お答えをいたします。

現在、自動車重量税、暫定税率を含めまして、乗用車の場合には〇・五トン刻みで六千三百円と

いうことになつてございますので、例えば一トン

の車であれば、その倍、車検の期間間に応じまして、二年の場合にはそれに二を掛けます、三年の

場合には三年分というような計算をして課税をさせていただいております。

○古谷政府参考人 お答えをいたします。

現在、自動車重量税、暫定税率を含めまして、

乗用車の場合には〇・五トン刻みで六千三百円と

いうことになつてございますので、例えば一トン

の車であれば、その倍、車検の期間間に応じまして、二年の場合にはそれに二を掛けます、三年の

場合には三年分というような計算をして課税をさせていただいております。

○古谷政府参考人 お答えをいたします。

現在、自動車重量税、暫定税率を含めまして、

乗用車の場合には〇・五トン刻みで六千三百円と

いうことになつてございますので、例えば一トン

の車であれば、その倍、車検の期間間に応じまして、二年の場合には年に二を掛けます、三年の

ですよね。普通乗用車は〇・五トンで六千三百円、暫定を乗つて一トンで一万二千六百円。ところが、トラックなんかはもし減免されていて安くなっちゃっているんです。

ですから、立法のときの趣旨と実態がまず合っていない。だから、本当に道路を損壊する車からもつと取ればいいんですよ。いや、趣旨からすればですよ。だからといって、大型トラックの運転手さんは、たださえガソリンが高くて苦しんでおられるので、そんな人をはじめなんて言っていませんが、立法の趣旨がもう合っていないんですよ。

さらに申し上げておきますと、実はこの一兆円の自動車重量税、きょうは国交省も来ていただいていると思いますが、目的が定められていないということに便乗して、ここ数年間、自動車重量税を大体何千億円ぐらい、道路をつくらずにほかに回していますか。

○原田政府参考人 お答え申し上げます。

平成十五年から十九年まで、いわゆる使途拡大と我々は言つておりますけれども、およそ五千九百億円ぐらいでございます。あわせて、またこれまでいろいろ御指摘をいたしておりますけれども、本四の債務処理で十五年から十八年まで約一・四兆でございます。

○古本委員 どちらかといえば、一兆円、しかも道路を損壊するんだから、それを整備する、あるいは道路を使用するんだから、当然社会資本整備、受益と負担でやってくださいよということでお税が創設されたんですよ。以来、三十有余年、しかも暫定税率が四十九年から乗つかつて、〇・五トン二千五百円が〇・五トン当たり六千三百円、二・五倍ですよ。集めに集めた一兆円の何と六割の六千億円は、道路をつくらずにほかに使つちやつているんですよ。

大臣、こういう法律の趣旨と実態が合っていないというのは、これは法務大臣としてどうですか。

いや、それで、まだ私もひとり言ですから、ま

だ待つてください。これはひどい話で、与党の先生も本当にそうなんですよ。この六千億円でとつと道路をつくつていれば、先生方の選挙区の道路なんかとつて昔にできているんですよ。六千億円をほかに使うだけ使って、今さらそれで暫定税率はないわけなんですよ。

在、きょう車検で陸運局に持ち込まれている車は、〇・五トン六千三百円、本当は〇・五トン二千五百円ですよ。これは、大概大概にしないといかぬと思うんですね。

三十日の前の二十九日に何か不穏な動きがあるようですけれども、実は、全国の車検工場は今大変困つておられるんですよ。なぜならば、三月末は、私ども本当に国民の暮らしが楽になればといういちばん思いでやつた結果、ガソリンの満タン控えというのがはつきり言つてあちらこちらであつて、混乱が一部にはあつたようですけれども、今、ガソリンの満タン控えどころの騒ぎじやないんですよ。車検控えが生じつつあるとか、もう生じちゃつているんです。

御案内とのおり、車検は車検証の交付と引きかえでありますので、極端な話、モータースのおやじさんのところに車を預けておいて、おれなんかゴールデンウイークまで乗らないから預けておく

か、もう生じちゃつていています。

は、私ども本当に国民の暮らしが楽になればと

いういちばん思いでやつた結果、ガソリンの満タン控えというのがはつきり言つてあちらこちらであつて、混乱が一部にはあつたようですけれども、今、ガソリンの満タン控えどころの騒ぎじやないんですよ。車検控えが生じつつあるとか、もう生じちゃつているんです。

御案内のとおり、車検は車検証の交付と引きかえでありますので、極端な話、モータースのおやじさんのところに車を預けておいて、おれなんかゴールデンウイークまで乗らないから預けておく

か、もう生じちゃつていています。

は、私ども本当に国民の暮らしが楽になればと

いういちばん思いでやつた結果、ガソリンの満タン控えというのがはつきり言つてあちらこちらであつて、混乱が一部にはあつたようですけれども、今、ガソリンの満タン控えどころの騒ぎじやないんですよ。車検控えが生じつつあるとか、もう生じちゃつていています。

路の欲しい徳島方面からいただきましたので、ちょっととまた、いろいろ諸般の事情はあるとしちら。そこで、いろいろ諸般の事情はあるとしちら。

ですから、もう国民の目は欺けませんよ。これ

はいよいよ、車検控えが生じている中で、国民的な注目がまた月末に向かって大きまつてまいりますから。

それで、さらに、あえて大臣に御進言申し上げておきたいのですが、この自動車重量税に関しまして、御党の友党である公明党的皆さんにおかれましては、参議院選挙のミニフェスティバルを初め、道

路以外に転用されている自動車重量税の現状をかんがみて、暫定税率の廃止を求める、いたします。

本当に二十九日、そんな手荒なことができるんだと、公明党さんの良識でそう言つておられるんでありますけれども、丁寧に説明したつもりでありますけれども、論点をもう一度整理します。

だから、こういう話が盛り込まれている中で、本的に二十九日、そんな手荒なことができるんだろうか、こういう議論があるんですね。丁寧に説明したつもりでありますけれども、論点をもう一度整理します。

自動車重量税は、総理の御尊父が、舗装路をめくる、つまり道路を損壊する、それを受益と負担の関係で、損壊するドライバーの方に負担を求める関係で、損壊するドライバーの方に負担を求めていたということで創設されました。並びに社会資本の整備つまりは道路以外も含めて示唆された本の整備ついでに道路を損壊する、それを受益と負担の関係で、損壊するドライバーの方に負担を求める関係で、損壊するドライバーの方に負担を求めていたということで創設されました。並びに社会資本の整備ついでに道路を損壊する、それを受益と負担の関係で、損壊するドライバーの方に負担を求める関係で、損壊するドライバーの方に負担を求めていたということで創設されました。並びに社会資本の整備ついでに道路を損壊する、それを受益と負担の関係で、損壊するドライバーの方に負担を求める関係で、損壊するドライバーの方に負担を求めていたところで、実は、財源特例法で縛つていな

です。財源特例法がかかるつてるのは揮発油だけでありまして、自重にはかかるつてない。これをいいことに、ここ数年来、使いに使いまくつて他に転用しています。その額、この数年は年間約六千億円オーダーです。したがつて、少なくとも暫定税率分はやめてしまつても罰が当たることはない、むしろ喜ばれる、筋が合つて、こういう御議論が友党である公明党さんが早くから気づいておられて言つておられる。

少なくとも、法律に書いてある、創設したときの趣旨と違つた運用が今なされているという実

態。先ほど、保険法でお尋ねしました。せつかく

保険がよくなるんだ、被保険者にとつてよくなるんだ、こういう運用をしていくんだと。それは法

律の運用ですから、私は、この場面では、はつきり言つてこの保険法に期待したい、そういう立場で質問しましたけれども、当時の自重税をつくつた人々、先達の皆さんも多分そう信じて設計したはずですよ。ところがびっくり、平成二十年においては、道路以外に化けちゃつてある額、その額六千億円ですよ、六割。もうめちゃくちやです。

り言つてこの保険法に期待したい、そういう立場で質問しましたけれども、当時の自重税をつくつた人々、先達の皆さんも多分そう信じて設計したはずですよ。ところがびっくり、平成二十年においては、道路以外に化けちゃつてある額、その額六千億円ですよ、六割。もうめちゃくちやです。

はいよいよ、車検控えが生じている中で、国民的な注目がまた月末に向かって大きまつてまいりますから。

それで、さらに、あえて大臣に御進言申し上げておきたいのですが、この自動車重量税に関しまして、御党の友党である公明党的皆さんにおかれましては、参議院選挙のミニフェスティバルを初め、道

路の欲しい徳島方面からいただきましたので、ちょっととまた、いろいろ諸般の事情はあるとしちら。

ですから、もう国民の目は欺けませんよ。これ

はいよいよ、車検控えが生じている中で、国民的な注目がまた月末に向かって大きまつてまいりますから。

ね。だから、ごつちやにして公平性が問題になると

いうのは、教科書に書いてありますけれども、そこのところはおかしいんじゃないだろうかなという感じがします。

それから次に、案分方式をとらない例を取り上げたいと思うんです。

告知義務違反に関連して、故意または重大な過失がある場合には保険者が全部保険責任を免れる、そういうようなこと、要するにオール・オア・ナッシング方式、「こういふうに呼んでいますね。今度の法案でも、すべてについてオール・オア・ナッシング方式なんですね。要するに、保険契約者の方に瑕疵があつた場合には、思想としては、いわば保険者は全面的に責任を免れるという方針なんですね。

ところが、今から二十年前に始まつた、フランスはその前かもしれないけれども、ヨーロッパにおける保険法の改正の流れを見てみると、どうも、過失の度合いによって比例配分するというか割り落としをかけていくという考え方が出てきてこれも、これもいわば結論的には一蹴した格好になつて、保険契約者に過失があつた場合では、何らかの瑕疵があつてもその瑕疵をある程度数字で救つていいこう、こういう考え方ですね。これを今度の法制審でも議論をされたようですがれども、これもいわば結論的には一蹴した格好になつて、保険契約者側の委員から出された

論になりました。

ここでもう一度、確認のために、プロラタといふ方式について簡単に御説明いたしたいと思います。

プロラタというのはもともと比例してというような意味だと思いますが、保険契約者等に故意があつた場合については保険者は責任を全部免れ、これはそのとおりです。

保険契約者等に重大な過失があつた場合、ここをちょっとと分けて考えます。

まず、正しい告知がされていたら保険者は保険

契約を締結なかつただろう、このときは保険者は責任を全部免れる。正しい告知がされていたら

保険者はより高い保険料で保険契約を締結したであらう、こう思われるときは、保険者は約定保険料の額の本来支払われるべきであった保険料の額にに対する割合により保険金を減額した責任を負う、こういう考え方でございます。

今プロラタの考え方というのをざつと申し上げましたが、これは聞いていてなかなか複雑な方式だなと思われるのではないかと思います。現に、

このようないくつかの

に違反した場合に結局幾らの保険金が支払われるのか、これがわからなくなるといった批判が、実

は、逆にそういうものについての防御策というの

申しませんけれども。

そういう問題について、今度の保険法の中で

は、逆にそういうものについての防御策というの

はないんじゃないだろうかと思うんですけども、どうでしょうか。

○倉吉政府参考人 ささいな告知義務違反というお話をありましたたが、今回の保険法案では、危険の発生に影響する重要な事実のうち、保険会社側がこれを言いなさいよといつて用意した事項、これがこれを言ひなさいよといつて用意した事項、これがこれについて被保険者、保険契約者側が答えるべき重要な事項に絞つておりますので、ささいな告知義務違反で被保険者、保険契約者が予期しない不利益をこうむる、このような事態はないものと思つております。

○滝委員 ありがとうございます。

確かに、法制審の保険法部会では、オール・オア・ナッシングでいくのか、今委員の方からお話をあります。

○滝委員 なぜこうすることを取り上げるかと申しますと、昨年、カンヌの映画祭でグランプリを

とつたマイケル・ムーアの「シッコ」という映画に、アメリカの医療保険に関連しまして強烈な場面があるんですね。すべて告知義務違反で保険を審査する者が一つ一つあげつらって、極めてさ

さいな病気を本人がかかった医療機関から取り出され、それでもって保険の支払いを免れるそれが要するに保険会社の利益につながるということ

で問題になつた映画でございます。これを見ていると、やはり多勢に無勢というか、組織のある人間とない人間との違いが出てくると思うんです。

だから、オール・オア・ナッシングでいつちやうと、全く手がかりがない、手のつけようがないという問題が出てくると思うんですね。本当に重大な過失ならともかく、告知義務についても、本当にささやかな問題まで、病気の話、医学上の話なんというのは、理屈をつければ何ぼでもつくわけです。したがつて、それをある程度のところで手打ちをするというのが恐らくプロラタの考え方だなと思うのでございます。これ以上のことは申しませんけれども。

そういう問題について、今度の保険法の中では、逆にそういうものについての防御策というの

手打ちをするというのが恐らくプロラタの考え方だなと思うのでございます。これ以上のことは申しませんけれども。

次へと三億とか九億の保険金を掛けておいて殺人をするという事件がかつてあつたわけでございます。

例えば、トリカブト事件なんというと、次から

次へと三億とか九億の保険金を掛けておいて殺人をするという事件がかつてあつたわけでございます。

されども、その後、こういうような問題につい

てどうなつたのか。あるいは、現在でも、事件が

出でくるものは、例えば子供に七千万円の保険金を掛けて殺害したとか、要するに本人の所得能力

に関係なしに三億とか九億の保険金を掛ける、あるいは子供に対して五千万円、七千万円の保険

金をかける、そういうようなことが現実問題としてあるわけでございます。

こういうようなことに対しても、一体全体どうい

うような実務での対応をしてきたのか、これは金融庁の方でお答えをいただきたいと思います。

○三村政府参考人 いわゆる保険金殺人を含め、保険契約が犯罪行為に利用されることにつきましては不適切なことであるというふうに考えておりまして、保険会社において、このような不正目的の保険契約が締結されることを未然に防止していくことが重要な課題でございます。

このため、保険契約者が不正目的で保険契約を締結するといつたいわゆるモラルリスクを排除、抑制する観点から、保険業法等の法令におきましては、保険会社は、犯罪を防止するための措置に関する社内規則などを定め、従業員に対する研修を行つなど、当該社内規則等に基づいて業務が運

て実現するような格好での運用を望みたいと思います。

次に、保険金詐欺の問題です。

これは、火つけ、放火の問題もございますし、殺人の問題もあるわけでございますけれども、こ

ういうような問題について、今まで対策は大体出尽くしていると思うけれども、裏をかいた事件というのはやはり出でてくるわけでございます。

そういう問題について、実際の実務についているところは、火つけ、放火の問題もございますし、殺人の問題もあるわけでございますけれども、こ

ら、できる限り、保険契約者や受取人、場合によつては被保険者に温かい、一般的には消費者と言つてもいいのかもしません、商品の購入者と言つてもいいのかもしません、常にモラルリスクの問題はあつても、そうした方々が少しでも今までよりも取り扱いが有利になるようにしなければいけないなどという観点で行つてゐるつもりでございます。

の前に、前回、さらには前々回大臣に御質問をさせていただいた件で、その後の進捗について伺いたいポイントがございますので、前段、そこからまず入らせていただきたいと思います。

まず、京都地方法務局において、過去十二年間、労働者供給事業を行っていたという件がございました。大阪労働局から指摘をされ、是正の指導があつた、こういう件であります。

つまり、私が民事局長に厳しく注意し、民事局長が民事法務協会に厳しく注意する、こういう二段構えでありました。

そういうことで、民事法務協会も、再発防止と社員教育の徹底をするように指導したところでございます。京都地方法務局を担当する民事法務協会の大坂事業部長に対しては、法務協会の会長か

うのを知るよう、今後のいろいろな相談事があるわけですから、あるいは相談したいことがあるでしょうから、そういう意味で、連携をうまくやりたいということをお答え申し上げました。

法テラスにおいては、各都道府県警察が事務局となっている各都道府県の被害者支援連絡協議会というのがあるのでございまして、この被害者支援連絡協議会には地元の医師会が入っている、

ただ、私もにわか勉強で、この四、五日勉強したわけでございますが、まだまだ勉強不足でございまして、今、例の一千万の家屋が半焼した場合、この家屋は八百万円の保険に入っているんだよといつて、半焼した場合に、私は五百万円出ると思っておりました。それが四百万円であるということを今聞いて、それは確かに公平、不公平の

この偽装請負もしくは違法派遣と呼ばれる件でありますけれども、せんだっての質問の際に、大臣から、現在協議中で、本人の雇用の安定を確保した上で、関係者の処分について適切に対処したい、こういう御答弁をいただきました。その後どのように対処されたか、御報告をいただきたいと思います。

○加藤(公)委員 きょうは本題じゃありませんから、その処分が重い軽いという話をするつもりはないんですけども、今、世の中一般で、この派遣労働という問題について大変多くの議論がある中、政府として、十二年間も違法な状態が続いている嚴重に注意をしたというふうに聞いておりま

それから法テラスのその地域の組織が入っている
ということで、そこで法テラスにうんと頑張つて
もらつて、警察、医師会と連携を密にしてもらい
たい、こういうふうに考えております。そのよう
に指示をいたしております。

今までももちろん警察や医療機関に対する法テ
ラスの周知については行われてきたわけでありま
す。

問題はあるかもしれません、しかし、一千万までの保険に入つていれば、そのときには一千万までもらえるという部分があるから、これは本当に公平、不公平だけで判断できるのかな、今の法律案にけちをつけているわけではありませんが、今後、そういう方面でいろいろ検討しなければいけないし、国民にとってわかりやすいということを目標にして、不斷の改革や改正が必要ではないか、そんな感想を持つております。

○滝委員 ありがとうございました。終わりま

○鳩山国務大臣 非常に情けない事件で、先生から再三御指摘をいただいておりまして、京都地方法務局が職業安定法第四十四条に違反している、大坂労働局から是正指導を受けた件でござります。これは偽装請負というのか、請負でありながら、これをまるでみずからの職員のように指揮命令しておつたのが京都地方法務局ということになるわけでございます。

肝心の労働者の今後の生活や雇用の安定ということで、やっと関係者で合意に達して、円満に解決が図られまして、三月二十四日、京都地方法務

いたというのは大変ゆき事態であります。で、本来であれば、民間企業と比べて注意ぐらいでいいんだろうかという疑問は私にはありますけれども、もう二度とこのようないふうに、厳しく対処していただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

それからもう一つ、前回の被害者国選の法案の質疑のときに、法テラスについてより周知を図るべきではないか、今まで十分だったのかといえどもそうではないという御答弁を、これも大臣からちよつとうだいいたしました。

しょうが、やはりこの取り組みを一層強めていかなければならぬと思ひます。

一昨日かな、参議院の法務委員会でも質問が出たりしております。それは、法テラスというものの認知度がどうかという問題、これは衆議院でも御質問がありました。決してまだ法テラスが有名でないものですから、これからも、警察当局も犯罪被害者に会つたらすぐにこの法テラスの存在を教えるというようなことを警察に依頼していくたいというふうに思つております。

現在、司法支援センター、つまり法テラスの犯

○下村委員長 午後一時から委員会を再開する」ととし、この際、休憩いたします。

局から大阪労働局へ、こんなふうにしましたといふ是正の報告書を出したと聞いております。これはもともと監督不行き届きの一件でありますので、法務省の担当者については、所管の責任者として

この件について、警察なり消防なりあるいは医療関係なり、政府内でどんな連携をその後図らねばならぬか、これについても御報告をいただきたいと申います。

罪被害者支援ダイヤルに電話がかかってきた場合、警察から法テラスを聞いたからといって電話してくる方が約一五%だ、こういうことであります。だから、そういう連絡はしてくれているんですけど

午後一時五分開議

○下村委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

めて厳しく民事局長に対して指導をいたしました。京都地方法務局長に対しても、大阪法務局長

の人格の尊厳を守るというような名分で始めた事柄でございまして、犯罪の被害に遭えば、当然弊社でござります。

等の際に、法テラスが行う犯罪被害者の援助に関する業務の内容について周知する機会をつくつて

質疑を続行いたします。加藤公一君。
○加藤(公)委員 民主党の加藤公一でございま
す。

から同様に厳しく指導したところでござります。
また、財団法人民事法務協会については、同財
団法人を所管する民事局長から、財団法人民事法
務協会の会長に対しても厳しく注意するということ

警察が駆けつけてくるでありますしょ、あるいははけがをさせられて、あるいは重傷を負って病院に行くことになるでしょ。こうした警察や、あるいはは病院に入院をしたところで法テラスの存在といふ

いただきたいという申し入れをしたところでござ
ります。

か難しい、性格に合わないだろう、こう思つておられます。

そうすると、何かいい手はないのかということになるんですが、ちょっと近いところでこういう条文があるというのを御紹介して、答弁にかえさせていただきたいと思つております。

民法上、時効期間満了前六ヶ月以内の間に未成年者等に法定代理人がない場合には、当該未成年者が成人になったときから六ヶ月間、もしくは新たな法定代理人が就職してから六ヶ月間を経過するまでは時効が完成しないこととされております。民法の百五十八条でございます。したがつて、例えば大災害が起きて父母が死亡し、未成年者だけが残された、こういうようなケースについては、民法においても、新たに法定代理人がつくまでは時効が完成しない、そういう手当てはされているということをございます。

先ほど、時効を理由に拒否した例というのはないのではないかというお話がありました。もし大災害があつて、本当にそういう気の毒な方がおられるということであれば、恐らくなおさら時効を援用するということはないのではないか、そういうのではありませんかといふところです。

○加藤(公)委員 何も、保険会社の方々がこれを理由にどんどん拒否していると思つているわけではありません。

この考えに思いをはせるに至つたものは、実は、阪神・淡路大震災のときに、私の友人も随分多く被災をいたしましたけれども、当時、御家族が複数お亡くなりになるとか、あるいは御家族皆さんが大けがをされるとかというケースが大変多うございました。家もつぶれてしまつた、仮設住宅に居を移したりあるいはブルーシートのテントのようなところで寝泊まりをしたりという状態の中で、例えば、先ほど局長もおつしやられたよううございました。家もつぶれてしまつたお子さんだけというような場合になると、保険に入つていなかどうかもわからないし、どの会社に入つていてもわからぬしという状況が随分あつたよう

であります。

そのときに、どことは言いませんが、ある保険会社は、その地域にお客様がある営業の方、保険外員の方といふんですか、捜せるだけ被災者の方の中から自分の契約者の方をわざわざ捜して、保険の手続をされたという方もいらっしゃったそうです。

本来なら民間企業にそれを強要するのは難しいのは重々承知をしておりますが、そういういざとくは承知の上で、消滅時効、請求権の時効の件については、いざという大災害のような場合には何か特段の配慮ができないものかということで、実は御質問させていただいたところであります。

このテーマの最後に、この一連の議論を聞いての大臣の御感想を承つておきたいと思います。

○鳩山国務大臣 民事局長がたびたび答弁しておりますように、保険というのは大数の法則が適用されるようなケースで存在し得る、こういうことがあります。しかし、そうしますと、六千五百万年前にユカタン半島に大陸石が落ちて地球の生命の九割ぐらいが絶滅したと言われている、これも一定の確率で起きていることですから、当然、先生活おっしゃる大災害の確率というのも、これを大数の法則というのかどうかわかりませんが、一定の確率であります。しかしながら、それが大災害である場合は、いわゆる大家さんでありますけれども、その大家さんが保険会社に直接請求ができるという権利がなくなつてしまふ、こういうことに実はなつております。

要するに、現行法であれば、賃借人の方が、簡単に言えばたな子さんというかテナントさんですね、責任保険を掛けていて、その方が火事を起こしてしまつた、建物が燃えてしまつたという場合に、その建物の所有者である大家さんが保険会社に直接保険金を請求できる、商法の六百六十七条にそういう規定があると承知をしておりますが、今回改正をされると、この六百六十七条の規定が削除されるということになります。

建物を失つてしまつた所有者の方、いわゆる大家さんにとってはこれは不利益な改正になるんじゃないかという疑問がありますけれども、どうお考へ伺いたいと思います。

○倉吉政府参考人 ただいま委員からお話をありました条文、商法の六百六十七条でございます。この規定は、その制定当时に我が国には責任保険というものがそもそも存在しなかつたわけですが、その時効を保険会社が援用しないでもらおることを心から望んでおりますが、先生のおつしやることは一つの問題提起として、今後の、またいずれ保険法が改正されるようなときがあれば

大いに参考にしなければならない重大な問題点を含んでいると思います。

○加藤(公)委員 随分大きく御答弁をいただきましたので、将来いつどう改正するのかわかりませんが、そのときに、私、しっかりと覚えていて、問題提起をまたしなきいかぬかなんというふうであります。会社としてしたのかどうかは私は思つていますが、大事なことは、実際、消費者の方が万が一の備えで保険に入るわけですから、その機能が十分に果たされるということが大事だ、そういう思いでお話を申し上げました。

同じ気持ちで、もう一つ、これはもう從前から、こういう場合はどうなるんだろうと何となく私が感じていたテーマがございますので、その件についてお話を進めたいと思います。

今回の保険法、保険法の改正というよりは、保険法という法律をつくるに当たつて法律が改正をされまして、火災が発生をした場合の建物の所有者、いわゆる大家さんでありますけれども、その大家さんが保険会社に直接請求できるという権利がなくなつてしまふ、こういうことに実はなつております。

要するに、現行法であれば、賃借人の方が、簡単に言えばたな子さんというかテナントさんですね、責任保険を掛けていて、その方が火事を起こしてしまつた、建物が燃えてしまつたという場合に、その建物の所有者である大家さんが保険会社に直接保険金を請求できる、商法の六百六十七条にそういう規定があると承知をしておりますが、今回改正をされると、この六百六十七条の規定が削除されるということになります。

しかし、保険法案では、既に何度か申し上げておりますが、商法六百六十七条の場合に限らず、一般に責任保険契約について、被害者に保険給付請求権についての先取特権を付与する、こういたしました。この規定によつて、商法六百六十七条と同趣旨のことがもつと広い範囲で行われることになつたわけであります。

そこで、ただいま申し上げました先取特権を与えるという条文は保険法の二十二条でございますが、この二十二条を新設することに伴い、六百六十七条の規定を削除する、こういうことにいたしました次第であります。

○加藤(公)委員 新法の二十二条で先取特権を設ける、そのことが今までよりも幅広く網羅できるのであります。この規説は、その説明は、それ

が、そのときに、フランスやベルギーにおいて、借家人が家主に對して損害賠償責任を負うことになつてゐます。これは御承知の方も多いかもしれません。家主さんが、所有者がみずからを被保険者として損害保険契約を締結する、このケースがもちろんござります。それから、賃借人、借りてゐる人が家主さんを被保険者として損害保険契約を締結する。つまり、責任保険の形にしないで家主さんが直接お金を取れるようにする、そういう方法がとられております。これらの場合にはもちろん申上げました六百六十七条という規定は要らないことになるわけでして、実は学者の間でも、この六百六十七条というものは現在では実用性が乏しいという指摘がされていたところであります。

一般に、この商法六百六十七条の趣旨は、被保険者である賃借人が破産した場合に、保険金が所有者に対する賠償金の支払いに充てられない可能性がある、そのことから、所有者に保険者に対する直接請求権を認めたものだ、こう解されております。

しかし、保険法案では、既に何度か申し上げておりますが、商法六百六十七条の場合に限らず、一般に責任保険契約について、被害者に保険給付請求権についての先取特権を付与する、こういたしました。この規定によつて、商法六百六十七条と同趣旨のことがもつと広い範囲で行われることになつたわけであります。

そこで、ただいま申し上げました先取特権を与えるという条文は保険法の二十二条でございますが、この二十二条を新設することに伴い、六百六十七条の規定を削除する、こういうことにいたしました次第であります。

おつしやるとおりで、そのとおりだと思うんです。

私が申し上げたのは、小さな範囲でありますけれども、いわゆる火災保険で、かつ貸借人の方が責任保険に加入をしていたというケース、これがもう世の中にありませんというんだつたら話は別なんですが、それが仮に存在をしているんだとすれば、その場合には、オーナーさん、大家さんは、今までであれば保険会社に直接保険金を請求できた。だけれども、今度はそれができなくなつて、優先権は認められているわけですから、手続は、私やったことがありませんけれども、書類を集め裁判所に行くということになります。要は、今までに比べると手間がかかるわけですね。その面倒をかけることになりませんでしょかという疑問なわけです。

だから、さつき申し上げた、責任保険はもう全く今はないんですね、世の中ゼロですと言われれば別なんですが、そうでなければ、たとえ一部の方とはいって、オーナーさんにこの法改正によって手間をかけるケースが想定されるんじゃないだろうかというふうに考えるんですけども、いかがですか。

○倉吉政府参考人 家主さんの関係の責任保険が全くなくなつたとは決して申しません。ないと思つております。

どちらの手続がしんどいんだろうか、どちらが楽なんだろうかというのは、これはなかなか、申しわけありません、実は難しいんです。

まず、この法案で設けられた先取特権の実行手続ですが、これは民事執行法に規定がございます。被害者は担保権の存在を証する文書を提出して裁判所に債権差し押さえ命令の申し立てをいたしました。その差し押さえ命令の送達から一週間が経過したときに債権の取り立てをすることがあります。損害額が幾らだ何だとも言ふことなつております。損害額が幾らだ何だとも言ふことになると、担保権の存在を証する文書というのをとるのが手間がかかる、こうなる

わけです。

しかしながら、そもそも責任保険契約というの

は、被保険者が被害者に對して損害賠償責任を負うことによる損害をてん補するものでございま

す。被害者に生じた損害の額や被保険者の過失割合等が確定しなければ保険給付請求権の額自体が確定しない、これはどっちのケースでも同じこと

であります。このため、今御指摘のありました、大家さんに對して損害賠償請求訴訟を提起せざるを得ない、こういうことになります。対して保険者に対する直接請求権を認めただして、被保険者、貸借人の損害賠償責任の有無や損害額につき争いがある場合には、大家さんは保険者に対して、保険会社に對して損害賠償請求訴訟を提起せざるを得ない、こういうことになります。

そうすると、本来の損害額が幾らなのか、自分が住んでいないわけですから、よくわからないことをめぐつて会社と訴訟をやらなきゃいけない。それよりも、先取特権で直接やつていつた方が、実際の裁判とかいろいろなことにかかる手間は少し楽ではないだろうか、こういうふうに思つておられます。が、何とも断定はしかねるところであります。

○加藤(公)委員 ケース・バイ・ケースで、どちらが手間がかかるか、かららないかというのは、かかるんじゃないかなというのが私の感覚だと思います。それが、スムーズに事が運ぶ場合には多少手間がかかるんじゃないかなというのが私の感覚だと思います。それで、被保険者の損害賠償責任につき争いがある場合には、所有者は保険者に對して損害賠償請求訴訟を提起せざるを得ないことがあります。そこで、被保険者の損害賠償責任を争うことは容易でない、先ほど申し上げたことの繰り返しになつてますが、容易でないために、保険者と所有者との紛争が長期化する可能性もあるわけです。

○加藤(公)委員 どうなんだと。なかなか論証が難しいんですか

認めた場合より保険給付の履行期がおくれるとい

うことには必ずしもならないと思つております。

○加藤(公)委員 別に私も専門なわけではない

からということになりますね。もしかしたら実際には数日とか一週間の違いなんかわかりませんが、被害に遭われたときには、その数日あるいは二週間、二週間というのは大変大きな影響がある

んじゃないかというふうに思つております。

手間の問題と同時に、大家さんが保険金を受け取るまでの期間というものが長くなつてしまつて、なかなかうかという疑問があるんですが、この

点はいかがお考えになりますでしょうか。

○倉吉政府参考人 先ほどのお答えとちょっと重なつてしまいますが、責任保険契約は、被保険者が被害者に對して損害賠償責任を負う、そのことによる損害をてん補するものであります。被害者に生じた損害の額や被保険者の過失割合、これらが確定しなければ保険給付請求権の額自体も確定しない、こうなります。

○加藤(公)委員 これが、何か問題があるのであればそれは取らなきや

いけないというのはよくわかるんです。残しておいて別に問題がないんだつたら、これはこれで残されども、今の議論を聞いていただいて、大臣、どうお感じになられましたか。

○鳩山国務大臣 正直言つて、弱つております。

○加藤(公)委員 と、いうのは、議論を聞かせていただいて、もちろんここには答弁書類はあるわけです。民事局長が答弁したとおりであつて、商法第六百六十七条规定は実用性に乏しいと言われており、同条が規定する限られた場面についてだけ一般の責任保険契約と異なるルールを設ける合理性もありませんので、現行商法のような規律を維持することは適切でないと考えております。こういうふうになつてゐるんです。

○加藤(公)委員 ですが、先ほどから、大家さんが、自分の持家が焼けちゃつているわけですから、直接請求をするという今までの商法の制度、今度はそれを、先取特権があるからいいだろうということで、私は、それが例えは実際に訴訟等に発展をして、どのような複雑なことが起きるか今推定することはできませんが、答弁としてはこういう答弁ですが、両方残しておいた場合どういうことが起きるのか。どっちの道もあるわけですね。それについては私の今の知識では判断できかねるというの

が、私の持ち前の正直な答弁でございます。

○加藤(公)委員 物すごく正直にお答えをいただ

きましたので、このまま次のテーマに行つてもいい

んですけども、せつかくですので、局長、大

は、被保険者が被害者に對して損害賠償責任を負うことによる損害をてん補するものでございます。被害者に生じた損害の額や被保険者の過失割合等が確定しなければ保険給付請求権の額自体が確定しない、これはどっちのケースでも同じこと

であります。このため、仮に商法第六百六十七条规定と同様に、所有者、大家さんに對して保険者に對する直接請求権を認めたとしても、保険者としては、損害の額や被保険者の過失割合等を調査することが不可欠だ、このことは明らかに言えます。所有者から保険金の請求を受けた後、直ちに保険金の支払いをすることができるというわけではないということも、先ほど申し上げたとおりでございます。

そこで、被保険者の損害賠償責任につき争いがある場合には、所有者は保険者に對して損害賠償請求訴訟を提起せざるを得ないことがあります。それで、被保険者の損害賠償責任を争うことは容易でない、先ほど申し上げたことの繰り返しになつてますが、容易でないために、保険者と所有者との紛争が長期化する可能性もあるわけです。

○加藤(公)委員 こういう事情も踏まえまして、保険法案の二十一条では、調査のために必要な期間については保険者は遅滞の責任を負わない、こういう

雜な方を申し上げましたが、簡単にいつた場合はどうなんだ。なかなか論証が難しいんですけども、先取特権を認めた場合より保険給付の履行期がおくれるとい

うことには必ずしもならないと思つております。

○加藤(公)委員 別に私も専門なわけではないで

からということになりますね。もしかしたら実際には数日とか一週間の違いなんかわかりませんが、被害に遭われたときには、その数日あるいは二週間、二週間というのは大変大きな影響がある

んじゃないかというふうに思つております。

○加藤(公)委員 これが、何か問題があるのであればそれは取らなきや

いけないというのはよくわかるんです。残しておいて別に問題がないんだつたら、これはこれで残されども、今の議論を聞いていただいて、大臣、どうお感じになられましたか。

○鳩山国務大臣 正直言つて、弱つております。

○加藤(公)委員 と、いうのは、議論を聞かせていただいて、もちろんここには答弁書類はあるわけです。民事局長が答弁したとおりであつて、商法第六百六十七条规定は実用性に乏しいと言われており、同条が規定する限られた場面についてだけ一般の責任保険契約と異なるルールを設ける合理性もありませんので、現行商法のような規律を維持することは適切でないと考えております。こういうふうになつてゐるんです。

○加藤(公)委員 ですが、先ほどから、大家さんが、自分の持家が焼けちゃつているわけですから、直接請求をするという今までの商法の制度、今度はそれを、先取特権があるからいいだろうということで、私は、それが例えは実際に訴訟等に発展をして、どのような複雑なことが起きるか今推定することはできませんが、答弁としてはこういう答弁ですが、両方残しておいた場合どういうことが起きるのか。どっちの道もあるわけですね。それについては私の今の知識では判断できかねるというの

が、私の持ち前の正直な答弁でございます。

○加藤(公)委員 物すごく正直にお答えをいただ

きましたので、このまま次のテーマに行つてもいい

んですけども、せつかくですので、局長、大

臣は今、悩んでいると正直にお答えをいただきました。つまり、今ここでどう結論を出すという話じゃないんですけれども、残しておくという選択肢ももちろんあり得るんだという立場なのか、いやいや、それは残しておいたらえらいことになるんだというお考えなのか、そこを説明していただけますか。

○倉吉政府参考人 大変に苦しい立場になつてしましました。

先ほどもちょっと申し上げましたが、まず、この六百六十七条という規定が実用性が乏しくなつた、これはもちろんあるわけでございます。

それで、今度抜本的に、責任保険については、すべて被害者に対しての先取特権を与えるという制度をつくりました。だから、全部先取特権でいそのときに、あの規定を残しておきますと、済みません、また法律家の理屈だと言われるかもしませんが、責任保険の被害者はたくさんおります、いろいろな人がおられる何で大家さんだけこの規定を残しておくの、そうしたらほかの人だつて、いる人はいないの、それを全部調べなきや、論証しなきやだめだよ、論理としてはこうなります。

そういうことをしていたらいつまでたつても法律ができないわけでありまして、ここはひとつ大臣にも伏してお願いしたいと思いますが、先取特権という制度をつくりましたので、これで統一させていただきたいと思います。

○加藤(公)委員 苦しい御答弁をいただいたんだろうと思いますけれども、火災保険だけもともとあつたんだから残していますと言えば、それはそれで通るのかなというふうには思います。少なくとも私はそういう問題意識を持つていますよといふことでこの議論をさせていただきましたので、そこだけ申し上げておきたいと思います。

この火災保険に関連をして、失火責任法というのがございまして、この問題について少し議論をさせていただきたいと思います。

何年か前にも、実はこの委員会で私、質疑の

テーマに取り上げたことがあるんですけども、スにおいては、それ全部熊様が違うので、一つずつ異なると思うのです。自分で

私がいらっしゃって、場合によつては隣家に延焼しているというデータを消防の方から拝見いたしました。

それで、その火元になつた方は、今の法律でいうと、故意かもしれない重過失がない限り賠償責任は負わないということになつていています。しかし、この法律どおりでありますと、大変理不尽なケー

スというものが発生をする可能性があるわけでございます。

今申し上げたように、火元になられた方が火災保険に加入をしていました。お隣さんは、要するに火を移されてしまつた側ですけれども、たまたま保険に入つていなかつた。こういうケースになります。

すると、その火元、火を出してしまつたお宅は、保険金がおりますから、生活の立て直しができる場合によつては家も建て直す。ところが、お隣で火を移されてしまつた方については、全く救われない、火元の方に損害賠償の請求ができません。残念ながら、自分でも保険に入つていなかつたの

で、すべて財産が燃えてしまつて何もなくなるた。まさに、非常に理不尽といいますかお氣の毒な状態になつてしまふわけであります。まさに、泣き寝入りと言つてもいいかもしれません。この

状態が今の法律だと発生し得るわけであります。

そこに私は大きな問題意識を持つております。

もちろん、日本じゅうの皆さんが火災保険に入つているというのであれば余り心配しなくていい話なんですねけれども、私の知る限り、火災保険の加入率というのがまだ五〇%ちょっとだというふうに理解をしております。彼ら我が国に木造住宅が多く、また密集をしているという事情はあるにせよ、どうもこの状態というのをほつておくのはよろしくないんじやないか、こう思つてゐるところであります。

この火災保険に通るのかなとは思つておくるのがございまして、この問題について少し議論をさせていただきたいと思います。

考えになりますでしょうか。

○鳩山国務大臣 こういう類焼、延焼というケー

スにおいては、それ全部熊様が違うので、一つずつ異なると思うのです。自分がいらっしゃって、自分がいつ延焼しているというデータを消防の方から拝見いたしました。

それで、その火元になつた方は、今の法律でいうと、故意かもしれない重過失がある、もちろん故意は負わないということになつていています。しかし、この法律どおりでありますと、大変理不尽なケー

スというものが発生をする可能性があるわけでございます。

今申し上げたように、火元になられた方が火災保険に加入をしていました。お隣さんは、要するに火を移されてしまつた側ですけれども、たまたま保険に入つていなかつた。こういうケースになります。

この失火責任法は、我が国が木造家屋が密集している場合が多いというその現状を考えて、いいことではないですが、類焼、延焼ということが甚大なものになるケースが多いことを考慮して設けられたというふうに言われているようございます。

この失火責任法は、我が国が木造家屋が密集している場合が多いというその現状を考えて、いいことではないですが、類焼、延焼ということが甚大なものになるケースが多いことを考慮して設けられたというふうに言われているようございます。

そうなりますと、確かに、火元の家が保険金を受け取ることができた、隣からの火で燃えてしまつた方は火災保険を掛けていなかつたというようなケースはまことにお気の毒なことなんですね。

が、形の上でいえば、保険を掛けていたから、火元の家は保険料を払っていたから保険金がもらえる。そうない、火災保険に入つていなかつた方

は保険料を払つてないから保険金がもらえない。そういうふうにしか言いようがないわけであります。

また、火災を発生させた人にどのような落ち度があつたか、これが過失か重過失かという問題があつたので、延焼を防げなかつたかどうかといふような事柄も調査されるべきであるわけで、一つ一つケースが違うんですねが、一般論的に言えば、現状ではこうとしか言いようがないんだと思

います。

私が先ほど申し上げた例でいうと、火元の方に賠償責任があるかどうかというのは、過失の重さによるわけですね。重過失であれば賠償責任はあるけれども、そうでなければその責任はない、こういう話なんです。

では、これまで、いわゆる賠償責任の分かれ目となるてきた重過失と、軽過失というんでしようか、それ以外の過失等というのは、一体どこに分かれ目があるのか。もちろんこれは裁判の判例ですから、個別具体的な話でなきやわからないのはそのとおりなんですね。一体どこにその分かれ目があるんだろうか。また苦しい答弁を求めて

が発生をすると、いうことがわかっているのに、我々はほつておいていいんだろうかという問題意識なんですね。

そんな気の毒な方々をなくすために何か政府とつづつ異なると思うのです。自分で調べましたら、一八%以上、一八・数%の火災で延焼しているというデータを消防の方から拝見いたしました。

それで、その火元になつた方は、今の法律でいうと、故意かもしれない重過失がある、もちろん故意は負わないということになつていています。しかし、この法律どおりでありますと、大変理不尽なケー

スというものが発生をする可能性があるわけでございます。

今申し上げたように、火元になられた方が火災保険に加入をしていました。お隣さんは、要するに火を移されてしまつた側ですけれども、たまたま保険に入つていなかつた。こういうケースになります。

この失火責任法は、我が国が木造家屋が密集している場合が多いというその現状を考えて、いいことではないですが、類焼、延焼というものは物すごく高額にならなければならないということになりますので、失火責任法というのとは、我が国の住宅事情の中ではある程度合理性があるということになります。

ですが、今先生がおつしやつたようだ変不幸な事態というのがあり得る。国民すべて火災保険に入れといふことを強制するわけにもまいりません。そうなりますと、何か保険の世界以外で、一大火災が起きた場合に、これを救う手だてといふのを考えなければいけないのかな、保険の世界であります。

はちよつと難しいのではないか、こう思います。○加藤(公)委員 では同じテーマですけれども、ちょっと別の視点で伺いたいと思います。

私が先ほど申し上げた例でいうと、火元の方に

賠償責任があるかどうかというのは、過失の重さによるわけですね。重過失であれば賠償責任はあるけれども、そうでなければその責任はない、こういう話なんです。

では、これまで、いわゆる賠償責任の分かれ目となるてきた重過失と、軽過失というんでしようか、それ以外の過失等というのは、一体どこに分かれ目があるのか。もちろんこれは裁判の判例ですから、個別具体的な話でなきやわからないのはそのとおりなんですね。一体どこにその分かれ目があるんだろうか。また苦しい答弁を求めて

ることになりますが、民事局長から御意見をいただきたいと思います。

○倉吉政府参考人 教科書に書いていることを申し上げますと、軽過失とは一般人に要求される注意を欠いた場合であり、重過失とは一般人に要求される注意を著しく欠いた場合である、およそ禅問答みたいな話でございます。

ただ、個別の事案で、たくさん下級審の裁判例等が集積されております。全部当たっているわけではないですが、その中で、具体的な事案を解決するために、こういう言い方をすると言い過ぎかもしれません、重過失と認めて延焼についても責任を負わせようとするが、そういういろいろなことがありますかと思ひますが、ちょっと二つほど例を挙げたいと思います。

東京地裁の裁判例で、昭和五十七年のもので比較的最近のを選びましたが、平成十五年のものですが、ストーブを消火しないまま給油しようとし、カートリッジタンクのふたの締まりがないを確認せずにセットしようとした、これはあります。どうなっていますが、すると、ふたが外れて石油が漏れ失火してしまった、何となく重過失かなという感じが私はしておりますが、いかがでしょうか。

○加藤(公)委員 要するに、これは、いざ事が起きて、それこそ裁判でもしてみない限りわからなわけですね、個別の案件で。

しかし、さつきも申し上げましたけれども、お隣さんからすれば、お隣さんは何の落ち度もないのに、火事に巻き込まれて全財産を失つてもうすってんてんだ。それにもかかわらず、火元になつた家に賠償してもらえるかどうかは、わざわざ裁判を起こしてその判決を待たなきやいけない、こういう状態にあるんですね。

しかも、どこが重過失か、どこが軽過失かとい

うのは、今の御答弁でもおわかりのとおり、そん

いう事態になるんですね。

このことは、今の現行法の理屈でいえば、確かに、国に賠償責任がないのはそのとおりだと僕も思います。若干不安はありましただけれども、御答えたので、それが正解なんだと思いま

うに明確に線があるわけじやなくて、その判断のわずかな差によって、お隣さん、延焼させられた火をもらつてしまつた方のお宅の人生

というのが大変大きく分かれてしまう。そのことが私は気の毒もあるし、大變理不尽ではないか

ます。

もう一つ、ちょっと別の観点からこれについて伺いたいんですが、仮に、今申し上げてきた例で、火元の方が民家じやなくて国の施設だった場合には、これはどう対応されるんでしょうか。

○倉吉政府参考人 これは国家賠償法の問題にな

るということですが、火元が国の施設であつて公務員の過失により失火した場合についても、同じように失火責任法が適用されます。したがいまして、公務員に重過失がある場合に限り、国は、延焼をした被害者に対しても賠償責任を負うという

ことになります。

國の施設が火元であるからといって、國の施設の周囲に居住している国民のみを特別に保護するということも難しい、こういうことであります。て、結論自体は不合理とは言えないと考えております。

○加藤(公)委員 今局長が答弁されたとおり、そ

のケースだけ特別扱いというのはあり得ない話だと思いますから、私もそう思います。

ただ、では逆に、今議論で比較をしてきました

からちょっと先入観があるかもわかりませんが、

大臣はどうお考えになりますよ

うか。

○鳩山国務大臣 先ほどの軽過失か重過失かとい

う話、やりとりを聞いておりまして、これはなか

なか難しいなと思ったのが一つでござります。

したがつて、この失火責任法という法律は、な

かなか微妙な存在であるということは私もよくわ

かります。

しかしながら、たびたび申し上げておりますよ

うに、例えば二、三十年前と今とは随分住宅事情

が変わつてきていると思いますが、私の子供のこ

ろは、木造住宅がびつちり並ぶという状況であつたわけで、そういう中から失火責任法というものが生まれたんだろうと思います。

現在は大部分は変わつてきておりますが、そ

れでも、わずか三十七万平方キロに一億二千数百

万という状況の中で、住宅密集地帯というのが隨

分あるものですから、そのことを考えますと、ま

だ失火責任法には存在意義がある。失火責任法の意味がなくなるぐらい、日本じゅうに住宅が散らばつたらいいなとは思いますけれども。

○加藤(公)委員 住宅が散らばつたらいいなと言

われても、大臣、そんなことがどう無理なこと

でも、それは一番よく御存じなんじやないかと思いま

すが。

今大臣のお話の中で、まだ失火責任法に役割が

あるとおっしゃったんですか、その存在意義があ

るということをおっしゃいましたけれども、明治

三十二年なんですね、この法律ができたのが、明

治三十二年に規定をされて、確かにその当時は、

もちろんどんな状態だったか私は詳しくは存じま

せんが、明治三十二年を想像するに、保険とい

るものも一般に広まつていなかつたでしょう。損害

保険会社ができて数年ぐらいの時期じゃないかと

思いますので、そんなに広まつていなかつただろ

うとおもいますし、今以上に木造住宅も比率が多

かつたんでしょうね、耐火性も劣つていたと思

いますから、当時のことを考えれば、この考え方

私も理解をするんですけども、明治三十二年で

すから。

これだけ時代が変わつて、社会情勢が変わつて、保険の制度もここまで広まつてきて、今、ずっと議論をさせていただきましたけれども、どうにも私には世の中の理不尽を生み出しているルールにしか思えませんので、きょうここで変えてくれと言うつもりはありませんけれども、ぜひ、少し大臣にも、そのメモだけじゃなくて、御研究を進めていただけたら大変ありがたいなと思

います。私もまた引き続きこれは、たびたびどこ

本当に何か國の施設から火が出てしまいました、お隣さんが燃えてしましました、しかし、その國の施設の火元になつたところは特段重い過失がなかつたので賠償しません、こういう話になつたときに、その燃やされてしまつたお隣さんが感情として納得いくのかどうかというと、これはとてもうかなど思うんですけれども、この議論を聞いていただいて、大臣はどうお考えになりますよ

うか。

○鳩山国務大臣 先ほどの軽過失か重過失かといふ話、やりとりを聞いておりまして、これはなかなか難しいなと思ったのが一つでござります。したがつて、この失火責任法という法律は、なかなか微妙な存在であるということは私もよくわかります。

これが時代が変わつて、社会情勢が変わつて、保険の制度もここまで広まつてきて、今、ずっと議論をさせていただきましたけれども、どうにも私には世の中の理不尽を生み出しているルールにしか思えませんので、きょうここで変えてくれと言うつもりはありませんけれども、ぜひ、少し大臣にも、そのメモだけじゃなくて、御研究を進めていただけたら大変ありがたいなと思

下をごらんいただくと、「慶弔費や見舞金として支払うことができないか保険会社と相談したところ、保険会社が三百万円を保険金として支払った。」と。つまり、保険金ではありませんけれども三百万円の支払いがあったと先週答弁をされて、きのうは、保険金として三百万円を支払った、こう百八十度答弁が変わっている。これは、一体どちらが本当なんですか、なぜこう変わったんだですか。

○久保政府参考人 失礼いたします。

確かに、前回、御指摘の件につきまして答弁させていただきましたのは、日本体育大学に伺ったところによりましてお答えをさせていただきました。大学側の折衝の結果として、御両親に対し、保険金としては三百万円の支払いがありました。

今回、さらに御指摘いただきましたので、その三百万円が支払われた具体的な経緯を改めて日本体育大学に当該業務の担当者も含め確認いたしましたところでは、三百万円は保険金として保険会社から御両親に対して支払われたとの返事がございましたので、そちらの方が正式な正しい回答だというふうに考えていくところでございます。

○保坂(展)委員 そうすると、久保審議官、先週のは、正式な国会のやりとりではあつたけれども不正確なものであったと。今回が正確なんですか、本当に。国会での答弁というのは、やはり真実を語つてもらわなければいけないと思います。

今御答弁があつた、これは保険金でしたということですね。保険金でしたということになると、これまで日本体育大学の森さんから御両親が聞いていたのは、よろしいですか、保険金は出ませんよということなんですよ。保険金は出ないんですね。そのかわり、何とか頼んで、保険金ではなくてお見舞金で払つてもらうことになりました。では、これはうその説明を御遺族にしてきました

た経過を記したペーパー、十七日付のもの、「一番下をごらんいただくと、「慶弔費や見舞金として支払うことができないか保険会社と相談したところ、保険会社が三百万円を保険金として支払った。」と。つまり、保険金ではありませんけれども三百六十万円の支払いがあったと先週答弁をされて、きのうは、保険金として三百万円を支払った、こう百八十度答弁が変わっている。これは、一体どちらが本当なんですか、なぜこう変わったんですか。

確か二、前回、御旨箇の件につきまつて

○久保政府参考人 失礼いたします。
日本体育大学の担当者が、どこまで法的な制度としてのこれが保険金だという意識を持つてやつていたのかというものは私どもは定かにしないところでございますけれども、少なくとも日本体育大学の担当者は、何とか御両親に対して、気持ちとしてはお見舞金のようなものを、あるいは何らかの支払いができないのかということを思つて折衝してきたという事実はあったようございます。
したがいまして、今回、三百万がどういう名目で支払われたのかというのを、私どもが具体的な手続をお伺いしたところ、逆に言えば、その段階で学内でもよく調べて、制度的にはこれは保険金だということを認識したということでもってそういう回答になつたというふうに私ども考えているところでございます。
○保坂(展)委員 そうすると、今回の国会質問があつて初めて日本体育大学の担当者がよく調べてみたら、これは保険金じゃなくて見舞金ですよというふうに説明したけれども、保険金だつたんですよということがわかつたという趣旨ですね、今答弁は。今回わかつたと。
金融厅に伺いますけれども、確認の答弁なんですが、今回の保険会社は、約款があると思うんですけども、保険金は払えないけれどもお見舞金とか志といふものはもらえるような規定はどこかに存在するんでしょうか、あるいは存在しないんでしようか。
○三村政府参考人 お尋ねの学生教育研究災害傷害保険につきましては、約款によりますと、大学の正課中等の場合に生じた急激かつ偶然な外来の事故によってその身体にこうむつた傷害に対して保険会社が保険金を支払うこととされており、保険金以外の名目の金銭の支払いについては規定はございません。
金融厅といたしましては、個別の契約案件についてコメントを差し控えたいのですけれども、このような規定の保険商品によって支払われた金銭、保険金ではないかと考えております。

○久保政府参考人 失礼いたします。
日本体育大学の担当者が、どこまで法的な制度としてのこれが保険金だという意識を持つてやつていたのかというのが、私どもは定かにしないところでございますけれども、少なくとも日本体育大学の担当者は、何とか御両親に対し、気持ちとしてはお見舞金のようなものを、あるいは何らかの支払いができるのかということを思つて折衝してきたという事実はあったようございます。
したがいまして、今回、三百万がどういう名目で支払われたのかというのを、私どもが具体的な手続をお伺いしたところ、逆に言えば、その段階で学内でよく調べて、制度的にはこれは保険金だということを認識したということでもってそういう回答になつたというふうに私ども考えております。

○保坂(展)委員 ところが、きょう資料をお配りしておりますが、この三枚目に、お母様の宮嶋まり子さんあての、つい最近の二月十二日付の文書がございます。大臣もごらんになつて、これは東京海上という会社から来ている、支払い額が三百万ですよということですね。

なぜこういうもののが来たのかということを伺つたら、いわば振り込まれた口座が、「亡くなつたお子さんの口座だつたそ�です。したがつて、確認のしようがない。整理をされるとき記帳してみたら、あれ、これが入つてついた、これはどういうことなのかということで気がついて、こういうものが送られてきたということなんですね。

もう一点金融庁に聞きますが、保険会社が保険金の支払いに当たつて、その受取人に告知をしなない、うつかり忘れたということはあり得るんでしようか。

○三村政府参考人 通常の取り扱いでは、告知が行われると承知をしております。

○保坂(展)委員 そして、この二日後に、保険会社の担当の方にお母さんが話されているんですね。あくまでも、本当に墓石代でも何とかしてやつてくれないと当時の日本体育大学の森課長さんに頼まれて、その熱意が非常にこもつてゐるなど私としては感じました、原因が特に、健康な方だとおっしゃつていてたんですが、心臓発作、病気が先行すると保険の対象外になるんですけど、それでも黒ではなくグレーの状態ですので保険会社の気持ちとして出させていただいた、要するに気持ちだというふうに言っておられるんですね。

もう一回文科省に聞きますが、保険金だつたということが今わかつたんですね、気持ちではなくて。そうすると、まさに保険法の根底ですけれども、この場合は息子さんが亡くなつてしまつた、团体保険で、死亡の損害補償を受け取る受取人と保険会社とがお互い交渉をしたり示談をしたりするということはあると思いますけれども、大学がその御両親にかわつて示談をする、そして保険金を確定させてしまう、それについては、その遺族

○保坂(展)委員 ところが、きょう資料をお配りしておりますが、この三枚目に、お母様の宮嶋まり子さんあての、つい最近の二月十二日付の文書がございます。大臣もごらんになつて、これは東京海上という会社から来ている、支払い額が三百万ですよということですね。

なぜこういうものが来たのかということを伺つたら、いわば振り込まれた口座が、亡くなつたお子さんの口座だつたそうです。したがつて、確認のしようがない。整理をされるときには記帳してみたら、あれ、これが入つていた、これはどういうことなのかということで気がついて、こういうものが送られてきたということなんですね。

もう一点点金融庁に聞きますが、保険会社が保険金の支払いに当たつて、その受取人に告知をしない、うつかり忘れたということはあり得るんでしょうか。

に、受取人の御両親に、いわば別にその同意なり相談なりしないという扱いはあり得るんでしょうか。どうですか。

○久保政府参考人 法的な位置づけになりますと、どういう場合にだれがそういう交渉ができるのかという取り決めは、もしかするいろいろな制度であるかもしれません。

ただ、一般論的に、制度を離れたというか、こういうケースの場合に、御本人の御遺族の立場を思つて事実上交渉といいましょうか、大学にとつてみれば、何らかの支出、支払いを出してもらえないかということでされたんだとは思います。逆に言いますと、大学が御本人に成りかわって代理の人という立場で示談をしていたという意識があつたかどうかについては、私どもは確認しようがなないところでございますので、何とも申し上げられないという状況でございます。

○保坂(展)委員 ちょっと大臣に感想を求めたいんですけれども、私は、やはり高地トレーニングは、かなり危険な部分があるトレーニングだと思っていますよ。それで、不幸にして選手の死亡というあつてはならない事態を迎えてしました。大学は誠心誠意説明をし、でき得る補償はしことにちは必須だと思うんです。今、保険法の審議なので、この保険はどうなっているのかなど調べてみて出てきた事実なんですね。つまり御両親は、保険金ではないんですよ、見舞金なんです、特別の計算らいで大学が会社と交渉して取ったものなんですよと説明を受けていた、今初めてわかったといたしますね。

どうも血の通つた学生と大学のあり方とは離れていないかなと思いますけれども、いかがですか。

○鳩山国務大臣 今、先生の資料のこれを見せていただいて、日体大という大学があり、大学は学生を徹底して教育するだけじゃなくて守る義務があるということはこの間申し上げたとおりですが、日本国際教育支援協会があり、保険会社がありということですが、保険料を払つておられたの

は御本人ですね。保険契約者が御本人、保険者は保険会社、被保険者も御本人だろう、こう思うわけですね。

保険法の基本からいえば、そういう形の中でいろいろなものが介在をして保険の本来の趣旨をねじ曲げてしまつて、例えば保険金であるべきのものを見舞金と称したり、あるいは場合には本当に悲しい事件ですけれども、御本人、保険契約者が亡くなつておられれば、被保険者が亡くなつておられればその御遺族ということになるわ

けですか。当然そこではある意味では交渉がありますが、保険金の判定がなされていく間にいろいろなものが入ってそれがねじ曲げられるようなことがあります。あるとすれば、言語道断と言わざるを得ないと、いうのが私の見持ったところです。

で、文部科学省から出していただきました。これは支援協会。支援協会の数字は出ましたか。一応二百八十五万人の大学生と短大生が加入しているんですね。かなり大きな規模の保険ですね。この国際教育支援協会が取り扱いで手数料収益を得ているんですが、これが幾らだったのかおわかりですか、わかったら。

それと加えて、こちら、支那協会からこれまで

での保険の支払い実績を出していただきました。二枚ほどあります。この二枚の中の一枚目、二〇〇六年のところを見ると、いろいろな保険の支払い事例があつて、サークル活動の練習場所に向かう途中、建物から落雪により死亡とか、あるいは部活動中、川で溺死などもござりますね。この場

合には一千円支払われているわけですね。恐らくこれは、解剖を必ずその条件とするということがあります。なぜなら、いんじやないかと思われますね。高い温度のときのランニング中に熱中症で亡くなつたというときに、やはり保険は支払われるると思います。この事例の中には、階段から転落して亡くなるという事例もあるんですよ。

そこでお聞きしたいんですが、階段から転落して亡くなるというときに、当然がをして、その

けがなどが原因になつて亡くなるんだだと思いますけれども、足を踏み外して転落したのか、心臓発作なのか、ここを解説するために必ず解剖をしたりする扱いになつてゐるんですか。学生全体をカバーするというこれだけの保険、そして今手数料を答えていただきますけれども、一体どういう扱いですか。

○久保政府参考人 今の国際教育支援協会の費用につきましては、手元に予算書はあるのでござりますが、今ちょっと確認しておりますので、確認

し次第 御報告させていたたきたいと思います。
それから、確かにこの問題につきまして、先生
御指摘のよう、事故だと対象になるわけでござ
います。課外活動の場合でも対象になるわけでござ

ざいますけれども、病気だとこの保険の対象にならない。そこに境目があるわけでございまして、そこを具体的にどうして判別するのかということにつきましては、会社あるいは受け手の方という

よりは、具体的な資料に基づいて調査、確認をすることといたします。

には保険会社でござりますから、保険会社の認定に当たりましては、査定に際しまして、確かに事実関係の調査というのをできるだけ行うわけでございますけれども、解剖を必ずしも求めて、それ

○保坂(展)委員 今大事なことを言われたので、倉吉さんにもちょっとお話しいただきたいんで、必须要するわけではないということがあるのは、そのとおりでございます。

保険の一 般論、原則なんですがれども、内因性の疾患、病気等の場合は出ないといふ特約事項が

あるんですよ。この日体障害には、要するに、心臓発作、心臓がもともと悪くてと。ところが、外來性のものであれば、先ほど、高温の中で走つて倒れてしまうとか、いろいろな状況の中で亡く

なつてしまふ事故という是有るわけですね。この事故の中、酸素が薄い高地であるということ、標高一千メートルのところで、息をとめて

五十メートル潜水して、また上がつてはまた潜水

するというトレーニングのときにその異変が起きたんですね。これは、もともとこの子が心臓が弱かつた、もともと病気だったんじゃないかという判定をできようはずがないと私は思ひますよ。た

んが、個別のケースにつきましては、詳細をつまびらかにしておりませんので申し上げられませんけれども、一般論として申し上げれば、保険会社は、支払へ査定こなして、立正責任者が保険者

だ、中国で受け取った診断書は突然死というものでしたね。突然死という診断書だったので、結局は何だかわからぬので出せません、保険金はゼ

○口ですとまで言われて、大学が言ったところ出る
ようになつた、こういう話なんです。
どういうふうに考えますか。言えることを言つ
てください。

○保坂(展)委員 大臣にもう一回伺います。
先日は一千万円の弔慰金の話をしたんですけど
ども、今回は三百万円の保険金。これは、きのう
ております。

○倉吉政府参考人 法務省民事局の所管ではありますんであれなんですが、おっしゃっていることは、事実認定というか、経験則というものに照らして、それだけの間接事実があるときこ、これまでは保険金でないと聞いていたわけですね。見舞金だ、保険金は出ないんですよ、出ないけれども、これは特別の計らいで、長いつき合いでからということで、折衝に斤銭を重ねてお見舞金とし

が外因性のものなのか内因性のもののかといふことだと思います。それはどういう場面でどういう形で認定をしようとしているところなのかとて出たものです」という説明を受けて、さようになって、よく調べてみたら保険金でしたということとでいいんだろうかと思いますね。

○保坂(展委員) そうすると、民事局長、立證責
いいうのも私は今お話を全然わかりませんし、今
の間接事実だけでは、これはこちらでしようとい
うことがわかる事實関係ではないと思います。
しかも、北京オリンピックの出場選手が今続々
決まっていますね、そういう期待も集めてい
た若手の選手だった、将来の活躍を非常に期待さ
れていたという中で、どうも大学は管理監督責任

任というのは、結局、これが病気ではないということを証明しなければいけないわけですか、被害者の側、遭難の側が。○倉吉政府参考人 申しわけございません。先ほ
があつたと私は見てゐるんですよ。しかし、これを公的に認めるところが悪い、ですから原因不明の状態にしておる。だけれども、それは余りにも忍びないからとうことでお詫び申します。

○保坂(展)委員 では、金融庁にもう一回伺いま
るの結構な構造等を見ないと、その部分だけでもち
らが立責責任かというのは御容赦いただきたいと
思います。

○鳩山国務大臣 前回も申し上げたように、大学
と学生の関係というのは格別のものであるべきだ
と思いますけれども、いかがですか。

す。
満額一千円の保険金が三百万円という保険金で支払われたということは、保険会社の何らかの調査と算定があったというふうに考えていい事象。というふうに考えております。

なんでしょうか。

二四

くとも、保険金が払えないから見舞金を払う、そういう仕組みは基本的にはないはずでござります。

そうしますと、個別の事柄で、私は精通しておりませんから無責任なことは言えませんが、一般的に考えて、学生さんの事故か病気かというような事柄の中で保険の本来のありようが適当に処理される、そういうことがあってはいけないと想い

ます。

高地トレーニングというものがあつて、潜水のトレーニングをしておられた。大学の監督責任は、私は現場を見ていませんからわかりませんが、少なくとも北京オリンピックの有望な選手候補として体力抜群であったということであれば、私は裁判官でも医者でもありませんけれども、社会通念上、これは間違いなく事故だと考えます。

二問続けてよろしいですか。

三十条一号について、「重大事由解除」というのは、軽微な詐欺行為、例えば過剰請求などは含まないと今度参考人に来られる山下先生の「保険法」に書いてあるようですが、それはそういう解釈による解除のところを少しお聞きしたいと思います。

三十条一号について、「保険者の保険契約者は又は被保険者に対する信頼を損ない、当該損害保険契約の存続を困難とする重大な事由」というのはやや幅広であります。疑問があるんですが、この二点、お願いします。

○倉吉政府参考人 この重大事由による解除の規定でございますが、そこで一号、二号、三号と書いてあるとおりございまして、一号には、保険金目的で故意に被保険者を死亡させた場合、それから、保険者の保険契約者等に対する信頼を損ない、保険契約の存続を困難とするような重大な事由、こういうことが生じた場合とそれぞれ書いて

あります。

ただいま、過剰請求の話がちょっとありました

でしようか。過剰請求云々ということについて

は、これはやはり程度の問題なんだろうなと思う

わけですが、例えば損害保険契約について、一定

の保険事故が起こった場合に、被保険者側の輕過失によって、ついうつかりしてその損害の額を多く見積もつてしまつた、これも客観的には過剰請求でありますけれども、その多く見積もりの額で

請求をした、この程度のことであれば保険契約の存続を困難とするような重大な事由とは到底言え

ないだろ、このように考えております。

それから、三号の規定があいまいでないかと

いうお話をございますけれども、これも一号と二号を書いておりまして、一号が先ほどの故意です

ね。「保険者に当該損害保険契約に基づく保険給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとし」の場合に解除を認める。

それから二号は、「被保険者が、当該損害保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとした」場合に解除が認められる。こ

れを受けまして、「前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者は又は被保険者に対する信頼を損ない、当該損害保険契約の存続を困難とする重

大な事由」とあるわけですから、一号、二号と比べても遜色のない、これに比肩するほどの重大な事由という意味であることはもう明らかでございまます。

したがつて、そういう場合に限つて解除を認めるものでありますから、保険者による解除権につ

いてあいまいな要件を設けたとか、簡単に解除できることにした、そういうものでは決してないと

いうことを申し上げておきたいと思います。

○保坂(展)委員 法案本体についての質疑はまだ入り口ですけれども、スポーツの世界もルールがあつて、そこで競争が行われる。そして、もちろん保険もそうだ。大学と学生の関係もそろそろそういう意味で、個人は弱いですから、力の大きくな組織に決して踏みにじられるようなことがない

ように、しっかりとこれからも議論をさせていただきます。

きょうは答弁をありがとうございました。終わ

ります。

○下村委員長 次回は、来る一月十二日火曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたしました。

午後二時三十六分散会

平成二十年五月一日印刷

平成二十年五月二日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

0